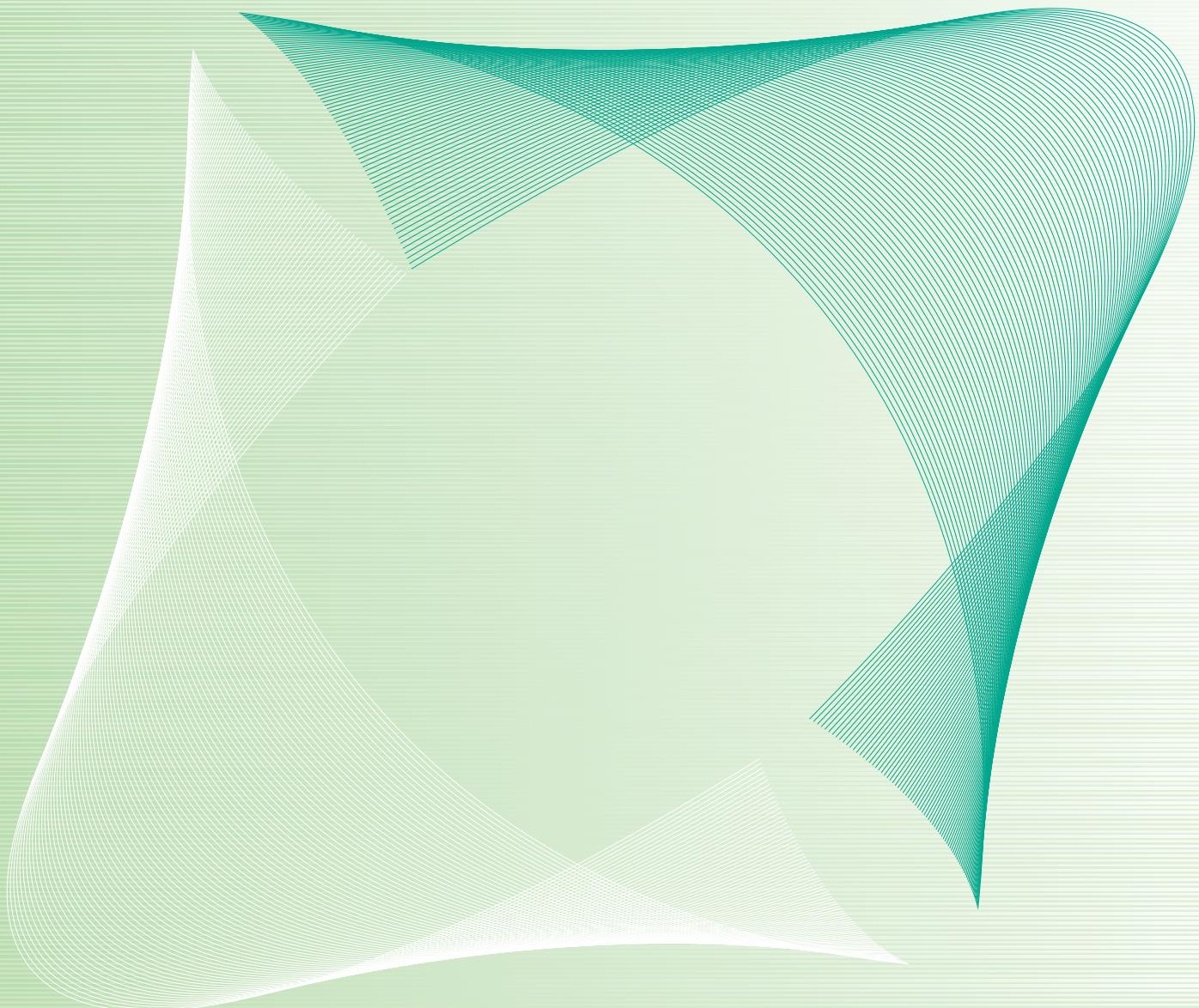




明治安田損害保険株式会社

## 明治安田損害保険の現状2014 (平成26年度版／平成25年度決算)



# はじめに

日頃より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申しあげます。

当社は、これまで培ってまいりましたノウハウを活かしつつ、親会社である明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、主に企業・団体のお客さまを中心に特色ある付加価値の高い保険サービスをご提供することで、お客様のご期待にお応えできるよう努めております。

平成23年4月からスタートした第3次中期経営計画(3ヵ年)の最終年度である平成25年度は、収入保険料の増大と基幹業務品質の向上によるお客様サービスのいっそうの拡充に向けた取組みや、危機管理対応態勢の高度化等を重点的に進めてまいりました。

平成26年4月から第4次中期経営計画(3ヵ年)をスタートし、「お客様を大切にする会社」として中長期的に安定的な成長と収益の維持・拡大を実現すべく、お客様のお申し出やニーズに即した商品・サービスのご提供や、お客様視点からの業務品質の向上に努めるとともに、内部管理態勢、コンプライアンス推進態勢、リスク管理態勢などのいっそうの充実に取り組んでまいります。

このような当社の事業活動について、みなさまにご理解をより深めていただくために「明治安田損害保険の現状2014」を作成いたしました。

本誌が、みなさまに当社をご理解いただくうえで、少しでもお役に立てば幸いに存じます。

今後とも、なおいっそうのご支援とご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

## 明治安田損害保険の概要 (平成26年3月31日現在)

◇名称(商号)：明治安田損害保険株式会社 Meiji Yasuda General Insurance Co., Ltd.	◇従業員数：181名
◇設立：平成8年8月8日	◇代理店数：541店
◇資本金：520億円	◇本社所在地：
◇総資産：806億円	東京都千代田区神田司町二丁目11番地1
◇正味収入保険料：145億円	◇出資比率：明治安田生命保険相互会社 100%

## ||||| 経営方針・企業ビジョン・行動規範

経営方針	私たちは、お客さまを大切にする会社に徹し、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社を目指してまいります。				
企業ビジョン	<ul style="list-style-type: none"><li>◇独自のソリューション提案によるお客さまの事業の安定と、先進の制度提案によるお客さまの団体福祉の充実に貢献する会社</li><li>◇新たな市場・価値を創造し、成長しつづける会社</li><li>◇働く者すべてが高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる会社</li></ul>				
行動規範	<table border="0"><tr><td style="vertical-align: top; width: 50%;">◇高い倫理観と協働の精神</td><td style="vertical-align: top; width: 50%;">◇お客さまへの感謝と責任</td></tr><tr><td style="vertical-align: top;">◇社会への貢献</td><td style="vertical-align: top;">◇自己の成長と発展</td></tr></table>	◇高い倫理観と協働の精神	◇お客さまへの感謝と責任	◇社会への貢献	◇自己の成長と発展
◇高い倫理観と協働の精神	◇お客さまへの感謝と責任				
◇社会への貢献	◇自己の成長と発展				

## ||||| 会社の特色

当社は、明治安田生命グループの損害保険会社として企業・団体のお客さま向けに、クオリティの高い総合保障サービスをご提供し、確かな安心と豊かさをお届けしてまいります。これまで、企業・団体のお客さまの補償ニーズに幅広くお応えしてまいりました傷害保険分野での商品・サービスをいっそう充実させるとともに、新

種保険分野においても、今後、一段と多様化する企業・団体のお客さまの潜在的補償ニーズに的確にお応えできる「リスクソリューション®」\*商品等をご提供することなどにより、企業・団体のお客さまのご発展に貢献してまいります。

\*明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録（商標登録番号：4629633号）を行なっています。

## ||||| 第4次中期経営計画の概要

当社の特色である「企業・団体のお客さま向けに特化した事業モデル」をベースとして、明治安田生命とのシナジー効果発揮による競争力強化を図りつつ、当社が経営方針に掲げる「お客さまを大切にする会社」の実現に向け、平成26年4月から3カ年の第4次中期経営計画をスタートしています。

第4次中期経営計画は、以下の観点から重点的な実施事項を定め、さまざまな取組みを行なっています。

- ◇ 安定的な成長と収益の維持・拡大
- ◇ お客さま満足度・従業員満足度の向上
- ◇ 経営品質のいっそうの向上

# 目次

はじめに	1
経営方針・企業ビジョン・行動規範	1
会社の特色	1
第4次中期経営計画の概要	1

## 経営について

① 代表的な経営指標	4
② 平成25年度の事業概況	5
③ 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）	8
④ 内部統制システムの整備	9
⑤ コーポレート・ガバナンス体制	12
⑥ コンプライアンス（法令等遵守体制）の徹底	13
1. コンプライアンス宣言	13
2. 行動憲章	14
3. 販売・サービス方針（勧誘方針）	15
4. 顧客保護等管理方針	16
5. 保険契約に関する業務における基本方針	17
6. コンプライアンス・マニュアル	18
7. 社外・社内の監査態勢	18
8. 反社会的勢力への対応に関する基本方針	19
9. 利益相反管理方針	20
10. 個人情報の保護に関する基本方針 （プライバシーポリシー）	21
⑦ リスク管理体制	25
⑧ 資産運用方針	28
⑨ 第三分野保険に係る責任準備金の確認	28
⑩ お客さまサービス	29
1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上	29
2. 情報開示	30
3. 旧会社におけるご契約について	30
⑪ 社会貢献活動	32

## 商品・サービスについて

① 保険のしくみ	34
1. 損害保険制度	34
2. 損害保険契約の性格	34
3. 再保険について	34
② 約款	34
1. 約款の位置づけ	34
2. ご契約時にご留意いただく事項	35
3. 約款に関する情報提供方法	35
③ 保険料	35
1. 保険料の収受・返戻（へんれい）	35
2. 保険料率	35

④ 保険募集	36
1. 保険の募集とご契約の手続き	36
⑤ 保険金のお支払い	37
1. 保険金のお支払いのしくみ	37
2. 保険金の適切なお支払いへの取組み	38
⑥ 取扱商品	39
1. 販売商品の一覧	39
2. 主な商品の開発・改定状況	41
3. リスクソリューション®サービス	42
4. 代理店の役割と業務内容	42
5. 損害保険代理店制度および募集態勢	42

## 業績データ

«事業の概況»	
① 保険の引受	44
1. 保険料・一人当たり保険料	44
2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	45
3. 解約返戻金	45
4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	46
5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	46
6. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率	47
7. 出再控除前の発生損害率、事業費率および その合算率	47
8. 未収再保険金の額	48
9. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	48
10. 出再を行なった再保険者の数	48
11. 出再保険料の上位5社の割合	48
12. 出再保険料の格付ごとの割合	49
13. 保険引受利益	49
14. 契約者配当	49
15. 損害率の上昇に対する経常利益または 経常損失の額の変動	50
② 資産運用の状況	50
1. 資産運用の概況	50
2. 利息配当収入の額および運用利回り	51
3. 資産運用利回り（実現利回り）	52
4. (参考) 時価総合利回り	52
5. 海外投融資残高および利回り	53
6. 保有有価証券利回り	53
7. 公共関係投融資（新規引受ベース）	53
8. ローン金利	53
③ 特別勘定に関する指標	53
④ 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 （単体ソルベンシー・マージン比率）	54

《経理の概況》	
<b>[1] 計算書類等</b>	56
1. 貸借対照表	56
2. 損益計算書	61
3. 貸借対照表の推移	63
4. 損益計算書の推移	64
5. キャッシュ・フロー計算書	65
6. 株主資本等変動計算書	66
7. 1株当たり純資産額	67
8. 1株当たり配当等	67
9. 一人当たり総資産	67
10. 会計監査	67
<b>[2] 資産・負債の明細</b>	68
1. 現金及び預貯金	68
2. 商品有価証券	68
3. 保有有価証券の内訳	68
4. 有価証券残存期間別残高	69
5. 業種別保有株式	69
6. 貸付金業種別内訳	70
7. 貸付金使途別内訳	70
8. 貸付金担保別内訳	70
9. 貸付金企業規模別内訳	71
10. 貸付金地域別内訳	71
11. 貸付金残存期間別残高	71
12. 住宅関連融資	71
13. リスク管理債権	71
14. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 (保険金信託業務を行なう場合)	72
15. 債務者区分に基づいて区分された債権	72
16. 有形固定資産	72
17. 支払承諾の残高内訳	73
18. 支払承諾見返の担保別内訳	73
19. 保険契約準備金	73
20. 事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移表	74
21. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)	74
22. 責任準備金の残高の内訳	75
23. 責任準備金積立水準	75
24. 長期性資産	76
25. 引当金明細表	76
26. 貸付金償却の額	77
27. 資本金等明細表	77

<b>[3] 損益の明細</b>	78
1. 売買目的有価証券運用損益	78
2. 有価証券売却益	78
3. 有価証券売却損	78
4. 有価証券評価損	78
5. 固定資産の処分損益	78
6. 事業費の内訳	79
7. 減価償却費明細表	79
<b>[4] 時価情報等</b>	80
1. 有価証券に係る時価情報	80
2. 金銭の信託	81
3. デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	81
4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	81
5. 先物外国為替取引	81
6. 有価証券関連デリバティブ取引 (フに掲げるものを除く)	81
7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引 もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場 における有価証券先物取引と類似の取引	81
<b>[5] 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての 代表者確認書</b>	82

## 会社概要

<b>[1] 会社の沿革</b>	83
<b>[2] 主要な業務</b>	84
<b>[3] 経営の組織</b>	85
<b>[4] 株主・株式の状況</b>	86
1. 基本事項	86
2. 株主総会議案等	86
3. 株式分布状況および大株主	86
4. 配当政策	87
5. 資本金の推移	87
6. 最近の新株および社債の発行	87
<b>[5] 役員の状況</b>	88
<b>[6] 従業員の状況</b>	90
1. 従業員の状況および平均給与	90
2. 研修制度	90
<b>[7] 設備投資等の概要</b>	90
<b>[8] 保険会社およびその子会社等の概況</b>	90

## 損害保険用語の解説

<b>索引</b>	96
-----------	----

# 経営について

## 1 代表的な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
正味収入保険料		13,868	14,300	14,511
正味支払保険金		6,048	5,290	5,392
正味損害率		48.3	41.3	41.8
正味事業費率		50.5	49.8	47.4
保険引受利益		289	949	1,087
経常利益		949	1,586	1,664
当期純利益		260	980	907
単体ソルベンシー・マージン比率		4,783.3	5,070.5	5,195.5
総資産額		80,753	80,115	80,611
純資産額		56,710	57,899	58,242
その他有価証券評価差額		764	1,223	998

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

### <正味収入保険料>

保険契約者から受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加算)、諸返戻(へんれい)金を控除し、さらに積立保険の積立保険料部分を控除した保険料です。

### <正味支払保険金>

元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

### <正味損害率>

正味収入保険料に対する「正味支払保険金+損害調査費」(お支払いした保険金と損害調査に要した費用)の割合です。

### <正味事業費率>

正味収入保険料に対する「保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費」(保険の募集や保険契約の維持管理のために使用した費用)の割合です。

### <保険引受利益>

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金や損害調査費、満期返戻(へんれい)金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費

及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので。なお、その他収支は自賠責保険に係る法人税相当額等です。

### <経常利益>

保険引受収益・費用、資産運用収益・費用を加減し、さらに営業費及び一般管理費、その他経常損益を加減したものです。

### <当期純利益>

経常利益に、固定資産処分損益等の特別損益、法人税及び住民税と法人税等調整額を加減したもので、損害保険会社の最終的な利益となります。

### <単体ソルベンシー・マージン比率>

通常の予測を超える危険(巨大災害、損害保険会社が有する資産の大幅な価格下落等)が発生した場合でも、保険金等について十分な支払余力を保持しているかどうかを示す行政監督上の客観的な判断指標のひとつです。200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

### <総資産額>

貸借対照表上の「資産の部合計」の金額です。

### <純資産額>

貸借対照表上の「純資産の部合計」の金額です。

## <その他有価証券評価差額>

保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行なっています。その他有価証券は、売買目的、満期

保有目的等に該当しないものであり、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(評価損益)が、その他有価証券評価差額です。

### 【不良債権の状況】

不良債権には、「リスク管理債権」と「債務者区分に基づいて区分された債権」の2つの基準があり、法令により開示が義務付けられています。

当社では、詳細な自己査定規程を定め、厳正な自己査定を実施しています。また、自己査定規程および査定結果に対しては、自己査定実施部署から独立した業務監査部が内部監査を実施し、その後監査法人による外部監査を受けており、信頼性の高い体制を構築しています。

自己査定の結果、価値の毀損の危険性が高いと判断された資産については、その度合いに応じ、自己責任原則に基づき適正な償却・引当を実施し、資産の健全性を確保しています。

また、償却・引当規程を定め、同規程に則り償却・引当を実施することにより、恣意性を排除しています。

### ○リスク管理債権の状況

「リスク管理債権」は、貸付金のうち返済状況が正常でない債権をいい、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4区分からなります。

平成25年度末現在、これらに該当する債権はありません。

### ○債務者区分に基づいて区分された債権の状況

「債務者区分に基づいて区分された債権」は、貸付金のほかに未収収益等を含めた債権を、債務者の財政状態および経営成績等に基づいて区分したものであり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」の4区分からなります。

平成25年度末現在、これらに該当する債権はありません。

## 2 平成25年度の事業概況

### ○経営環境

平成25年度の日本経済は、内需をけん引役に堅調な推移となりました。個人消費は、円安株高の影響に加え、年度後半には消費税増税前の駆け込み需要もあり、底堅く推移しました。また、住宅投資も高い伸びを示したほか、公共投資も大型経済対策の効果で増加傾向が続きました。一方、新興国の景気減速などから輸出の回復は遅れ気味となり、設備投資も緩やかな回復にとどまりました。株価は、日銀の量的・質的金融緩和を受けて大きく上昇し、その後も底堅い動きが続きました。長期金利は、年度当初には振れ幅の大きい状態が続いたものの、日銀の国債買い入れオペの効果が浸透するにつれ、低位で推移しました。

### ○事業の経過

このような情勢のもと、当社は、平成23年4月よりスタートした「第3次中期経営計画(3ヵ年)」

の最終年度である平成25年度において、「お客さまを大切にする」という経営方針のもと、中長期的に持続的な成長を実現するための取組みを進めてまいりました。

経営管理面につきましては、反社会的勢力との取引排除に向け、平成25年10月1日以降始期契約の傷害保険等の保険約款へ暴力団排除条項を導入するとともに、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定する等、対応態勢を整備しました。

営業・サービス面につきましては、親会社である明治安田生命保険相互会社との間で締結している委託契約(業務の代理・事務の代行)を基軸に、当社の特長である、企業・団体のお客さまの福利厚生制度をサポートする傷害保険等の福利厚生制度関連商品販売の継続推進、ならびに企業の経営にかかる諸リスクへの解決策を提供する取引信用保険や会社役員賠償責任保険(D&O保

険)等にかかるコンサルティング機能の強化および事務体制の効率化に取り組んでまいりました。

また、増加する事故受付・保険金支払への迅速・適切な対応に向け、保険金支払ワークフローシステムの開発を進めてまいりました。

さらに、お客さま目線での見やすさ・わかりやすさの向上の観点から、ディスクロージャー誌の全面改訂や、商品パンフレット等のお客さま向け販売資料・ツールの平明化を推進するなど、お客さまニーズに対応したほか、「お客さまの声」を活かす委員会を通じた改善事項の洗い出しならびに改善フォローを継続的に実施しました。

資産運用面につきましては、国債等の公社債を中心の投資を継続してまいりました。金利リスク、信用リスク、流動性リスクを十分考慮しながら安定収益の確保に努めるとともに、金利リスクを中心とする市場関連リスクの把握・分析、資産自己査定の厳正な実施などを通じて資産の健全性維持に努めてまいりました。

## ○事業の成果

以上のような取組みを行なった結果、平成25年度の事業の成果は次のとおりであります。

損益につきましては、保険引受収益が148億30百万円、資産運用収益が6億60百万円となり、経常収益は155億0百万円となりました。一方、保険引受費用が96億96百万円、営業費及び一般管理費が41億36百万円となり、経常費用は138億35百万円となりました。この結果、経常利益は前期に比べて78百万円増加し、16億64百万円となりました。

経常利益に特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は前期に比べて72百万円減少し、9億7百万円となりました。

保険引受の概況は次のとおりであります。

保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に比べて2億11百万円増加し、145億11百万円となりました。保険引受費用のうち正味支払保険金は前期に比べて1億1百万円増加し、53億92百万円となり、これに損害調査費を加えた正味損害率は41.8%となりました。また保険引受に係る営業

費及び一般管理費については前期に比べて1億92百万円減少し、40億56百万円となった結果、正味事業費率は47.4%となりました。これらに積立保険料等運用益、責任準備金戻入額、支払備金繰入額などを加減した保険引受利益は前期より1億37百万円増加し、10億87百万円となりました。

主な保険種目の状況は次のとおりであります。

火災保険：正味収入保険料は4億16百万円となりました。正味支払保険金は1億59百万円で、正味損害率は43.6%であります。

傷害保険：正味収入保険料は113億88百万円となりました。正味支払保険金は37億48百万円で、正味損害率は38.1%であります。

その他の保険：その他の保険は、自動車損害賠償責任保険、労働者災害補償責任保険、賠償責任保険などが主なものであり、正味収入保険料は27億6百万円となりました。正味支払保険金は14億85百万円で、正味損害率は56.7%であります。

資産運用の概況は次のとおりであります。

平成26年3月31日現在の総資産は806億11百万円となりました。このうち運用資産は760億41百万円となりました。

総資産に対する運用資産の比率は94.3%であります。資産の主な内訳は、国債682億73百万円、地方債10億10百万円、社債6億82百万円、預貯金25億6百万円などであります。また、利息及び配当金収入は6億88百万円となりました。

## ○対処すべき課題

当社におきましては、東日本大震災の経験をふまえ、首都圏直下型地震等を想定した「事業継続計画」の見直しに関し、態勢整備に向けたロードマップ等を策定のうえ、業務継続のための対応体制のさらなる高度化を進めてまいります。

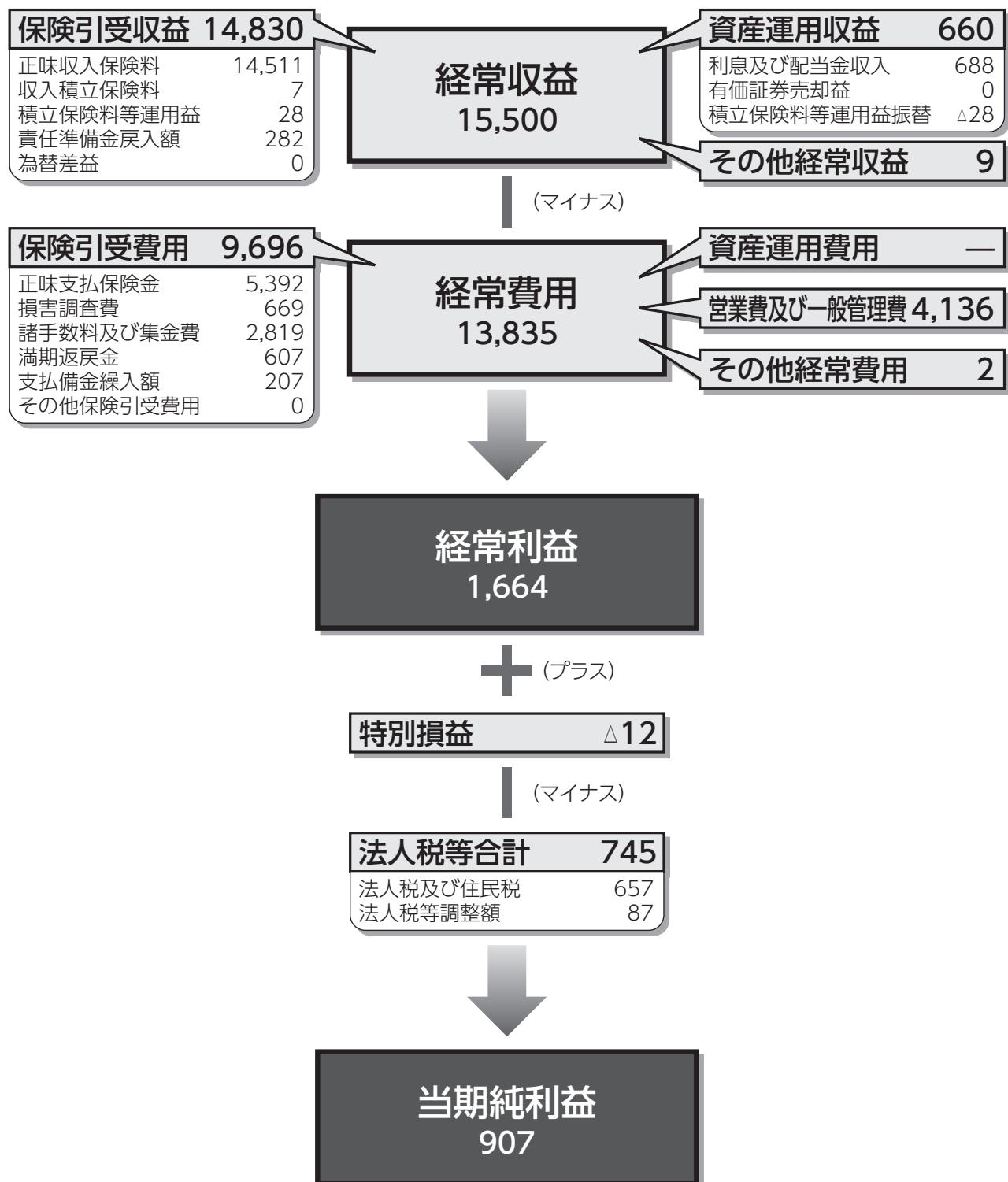
また、お客さまのお申し出やお客さまニーズに即した商品・サービスのご提供や、お客さま視点からの業務品質向上に努めることにより、お客さまからより高い信頼をいただけるよう、引き続き取組みを進めてまいります。あわせて、反社会的勢力への対応態勢のさらなる高度化を含め、内

部管理態勢、コンプライアンス・リスク管理態勢のいっそうの充実と、業務効率化や経費縮減に努めてまいります。

これらの取組みにより、「お客さまを大切にする会社」を実現してまいる所存です。

## 【決算のながれ】

(単位:百万円)



### 3 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）

(単位：百万円)

項目	年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		13,411 (△2.3%)	13,688 (2.1%)	13,868 (1.3%)	14,300 (3.1%)	14,511 (1.5%)
経常収益		15,041	14,886	15,390	16,745	15,500
経常利益		900	916	949	1,586	1,664
当期純利益		379	379	260	980	907
資本金の額 (発行済株式総数)		52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)	52,000 (40万株)
純資産額		72,658	56,342	56,710	57,899	58,242
総資産額 (うち積立勘定)		97,645 (3,652)	81,003 (3,079)	80,753 (2,707)	80,115 (791)	80,611 (32)
責任準備金残高		17,448	17,051	16,400	14,748	14,465
貸付金残高		14	13	10	1	—
有価証券残高		85,865	62,661	70,232	69,251	69,967
単体ソルベンシー・マージン比率		7,326.9%	5,828.0%	4,783.3%	5,070.5%	5,195.5%
配当性向		41.7%	4,339.7%	41.7%	41.7%	83.3%
従業員数		166名	175名	171名	179名	181名

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、平成23年度以降の数値は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準で算出しており、平成22年度以前の数値は当該改正内容を反映前の基準で算出しております。

## 4 内部統制システムの整備

公正で効率的な事業運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼と期待にお応えすることは、企業の基本的な責務です。当社はこのような認識のもと、「お客さまを大切にする会社」を実現するよう、内部統制の充実に努めています。

内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効果的に遂行するために、業務・経営に従事するすべての役職員により実行される、法令等の遵守（コンプライアンス）、リスクの抽出と対応（リスク管理）、財務報告の信頼性確保および業務の効率化等の取組みをいいます。

当社では、内部統制システムの整備・高度化に関する事項について、体系的かつ組織横断的な視点から検討を行なうことを目的に、経営会議の諮問機関として、「内部統制委員会」を設置しています。

「内部統制委員会」では、内部統制システムの基本方針の策定、財務諸表についての経営責任明確化への対応等について検討しています。

さらに、リスクの縮減等を目的として、各組織において業務プロセス上想定されるリスクとそのコントロール状況を文書化し、自らが評価する「見える化（業務可視化）」に取り組んでいます。この取組みによって把握した業務プロセスならびにそのリスクとコントロール状況をもとに、リスク発生の未然防止・縮減を図ってまいります。

また、以下の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施してまいります。

### 【内部統制システムの基本方針】

当社は、明治安田生命グループの「お客さまを大切にする会社に徹し、クオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けする」という経営理念のもと、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社を目指し、これらの実現のために内部統制システムの基本方針について、下記のとおり定める。

#### I. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### (行動憲章、コンプライアンス基本規程)

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）に係る基本方針・遵守基準である「行動憲章」および基本的事項を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、明治安田生命のグループ会社として、コンプライアンスを推進する。

##### (コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル)

当社は、全取締役がコンプライアンス誓約書を取締役社長に提出し、コンプライアンスの推進を誠実かつ率先垂範して取り組む。あわせて、コンプライアンス・マニュアルを取締役および使用人に保持されることにより、周知徹底する。

##### (コンプライアンスに関する委員会・取締役の基本姿勢)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置する。リスク管理・コンプライアンス担当取締役を委員長とし、全所属の長および関連する取締役等においてコンプライアンス推進にかかる重要な事項等に関して審議する。取締役はその審議をふまえ、実効性の高いコンプライアンス態勢を構築・維持する。なお、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

##### (コンプライアンス統括部署・法令遵守責任者等)

当社は、コンプライアンスに関する事項を一元管理する部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反（懸念）事象が発生した場合に対応するため、全所属に法令遵守責任者・法令遵守担当者を配置する。

##### (コンプライアンス・プログラム)

当社は、コンプライアンス態勢を推進するため、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を全社・本社各部ごとに策定し、リスク管理・コンプライアンス部がその計画内容および実施状況の検証・指導を行なう。

### (コンプライアンス違反(懸念)事象発生時の対応)

当社は、コンプライアンス違反(懸念)事象が適切にリスク管理・コンプライアンス部および取締役会等に報告されるよう、法令遵守責任者・内部通報窓口等を通じた報告体制を構築し、あわせて明治安田生命の設置する内部通報窓口をグループとして利用する。報告された事象については、適切な調査を行ない、分析に基づいて改善に向けた取組みを行なうとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

### (反社会的勢力への対応)

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応については、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、反社会的勢力には警察等関連機関、明治安田生命とも連携し毅然と対応していく。

## II. 業務の執行の適正を確保するために必要な体制

### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

#### (情報の保存および管理に関する規程)

当社は、取締役の意思決定、および職務執行に係る情報(取締役会、経営会議等、各種会議の議事録および資料等)について、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「文書保存期間規程」に従い適切に保存および管理を行なう。

### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### (リスク管理基本規程)

当社は、会社の行なう業務全般に係る諸リスクを適切に管理することが、健全かつ適切な業務運営の確保に資するとの認識のもと、リスク管理を最も重要な経営上の取組みのひとつと位置付け、取締役会がリスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本的事項を定めた「リスク管理基本規程」を制定するとともに、リスク管理基本方針を定める。

#### (リスク管理に関する委員会)

当社は、経営会議の諮問機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行ない、重要事項については経営会議、取締役会に報告する。

#### (リスク管理統括部署、リスク管理責任者等)

当社は、全社的なリスク管理態勢の整備・推進を行なう部署としてリスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、各所属におけるリスク管理態勢を推進するため、全所属にリスク管理責任者・リスク管理担当者を配置する。

#### (リスク管理態勢・方針)

当社は、金融サービス業におけるプリンシップル、保険会社向けの総合的な監督指針、金融コングロマリット監督指針、保険検査マニュアル等をふまえ、当社固有のリスクを十分認識したうえで、種類別および組織別のリスク管理態勢、ならびに統合リスク管理態勢を整備する。また、社会情勢やお客さま等利害関係者の期待が変化・進展することを十分認識し、リスク管理態勢・方針を必要に応じ見直す。加えて、危機が発生した場合の迅速な対応を行なうための体制を整備する。

### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

#### (職務権限規程・経営会議)

当社は、「組織職制規程」および「職務権限規程」により、取締役の権限および責任の範囲を適切に定め、あわせて取締役への報告ルールを定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。また、経営上重要な事項については、経営会議における協議を行ない、そのうち、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要な事項については、取締役会での審議を経て決定を行なう。

#### (中期経営計画の策定)

取締役等は、「経営計画規程」に基づき体系的に策定された中期経営計画および年度経営計画に基づいて、職務の執行を行ない、その状況を定期的に検証する。

### 4. 財務報告の適正性を確保するための体制

#### (代表者確認)

当社は、経理関係規程に基づき適正な財務報告が行なわれるよう、代表者確認に関する規程・基準を制定し、必要な体制を整備する。

### 5. 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### (グループにおける管理規程)

当社は、明治安田生命が定めた「関連会社管理規程」に基づき、明治安田生命との間で業務運営に関する「覚書」を締結し、企業集団として取り組むべき業務運営態勢、コンプライアンス・リスク管理態勢の整備に努める。

## (グループにおける内部統制)

当社は、リスク管理、コンプライアンス体制およびお客さま対応体制を一元的に管理する統括部署として、リスク管理・コンプライアンス部を設置し、明治安田生命グループの統括部署との連携を図りつつ、内部統制の実効性を高める。

## (不適切な取引への対応)

当社は、明治安田生命グループ間取引に際し、アームズ・レングス・ルールに抵触する取引等を含めた不適切な取引の発生防止に努める。

## (モニタリング)

当社の内部監査部門等は、当社および明治安田生命グループ各社で当社の業務を委託している先に対する内部監査を定期的に実施し、その結果を被監査部署・被監査会社に通知し、指摘事項に対する改善策の立案を求め、改善策の進捗状況を定期的に確認するとともに、当社の取締役等に適宜状況を報告する。

また、当社は、明治安田生命の「関連会社管理規程」に基づき、明治安田生命の内部監査部門等の内部監査を定期的に受け、指摘事項に対する改善策を報告する。加えて、明治安田生命の役職員等を非常勤監査役として配置することで、グループ会社の健全性確保の検証に努める。

## (グループ会社における健全性等に影響を及ぼす可能性がある事象についての報告体制)

グループ会社において生じ得る不祥事件等が、当社やグループ各社の健全性等に影響を及ぼす可能性があるとの認識に基づき、重大な不祥事件等が生じた場合、その影響のグループ各社への波及性を検証のうえ、速やかに明治安田生命に報告する体制を整備する。

**III. 監査役の職務の執行のため必要な体制**

## 1. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制および当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

## (監査役、監査補助者)

当社は、監査役が、監査の実施上必要がある場合は、取締役と協議のうえ、内部監査部門に所属する使用者を監査補助者とすることにより、他の取締役からの指揮命令を受けずに監査役を補助する組織・要員を確保する。(内部監査部門への要員配置)

内部監査部門には、監査が実効的に行なわれるために、それに必要な知識能力を備えた使用者を継続的に配置する。

## (独立性の確保)

監査補助者および監査の対象とされた部門に所属する使用者は、取締役からの独立性の確保に留意し、監査に関しては、監査役の指揮命令を受ける体制とする。

## 2. 取締役および使用者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

## (監査役への報告)

当社は、以下の事項を中心に、重要会議への監査役出席、代表取締役等と監査役との定期的な意見交換機会の確保、その他取締役および使用者から監査役への個別報告を通じ、監査役への適切な報告体制を確保する。

- ①当社の事業の状況、業務および財産の状況
- ②内部統制システムの構築状況および運用状況
- ③苦情の処理およびグループとして利用する内部通報制度の利用の状況
- ④監査役が必要と認めるグループ各社への委託業務に係る業務遂行状況および内部監査等の実施状況
- ⑤その他監査役が監査上報告を受けることが必要と認める当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

## 3. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

## (内部監査部門との連携)

当社は、監査役が当社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門等から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な連係を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

## (文書・規程類等重要な記録の確認)

当社は、監査役が所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ保存および管理されているかを調査し、監査を実効的に行なうための体制を確保する。

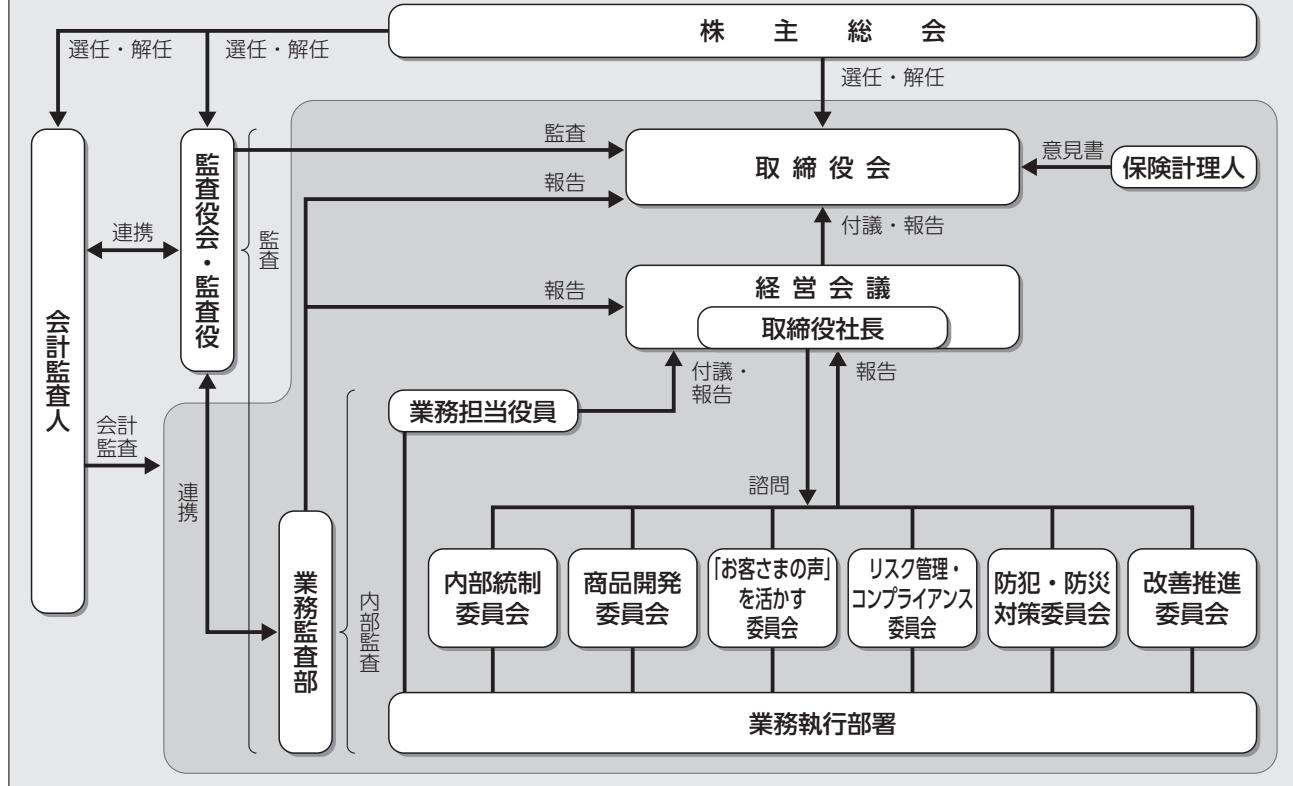
当社は、上記の内部統制システムの基本方針を適切に実施するため、経営会議の諮問機関として内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備を継続的に推進するとともに、各組織の内部管理自己点検をふまえた適切な内部監査を実施する。

## 5 | コーポレート・ガバナンス体制

当社は、「お客様を大切にする会社」として、将来にわたり発展を遂げるべく、「経営管理態勢、コンプライアンス態勢の継続整備と実効性確保」を重要な経営課題と位置づけています。経営

資源の効率的な活用、適切なリスク管理および相互牽制機能の発揮などにより、経営基盤・態勢の拡充を推進してまいります。

## 【コーポレート・ガバナンス体制図】



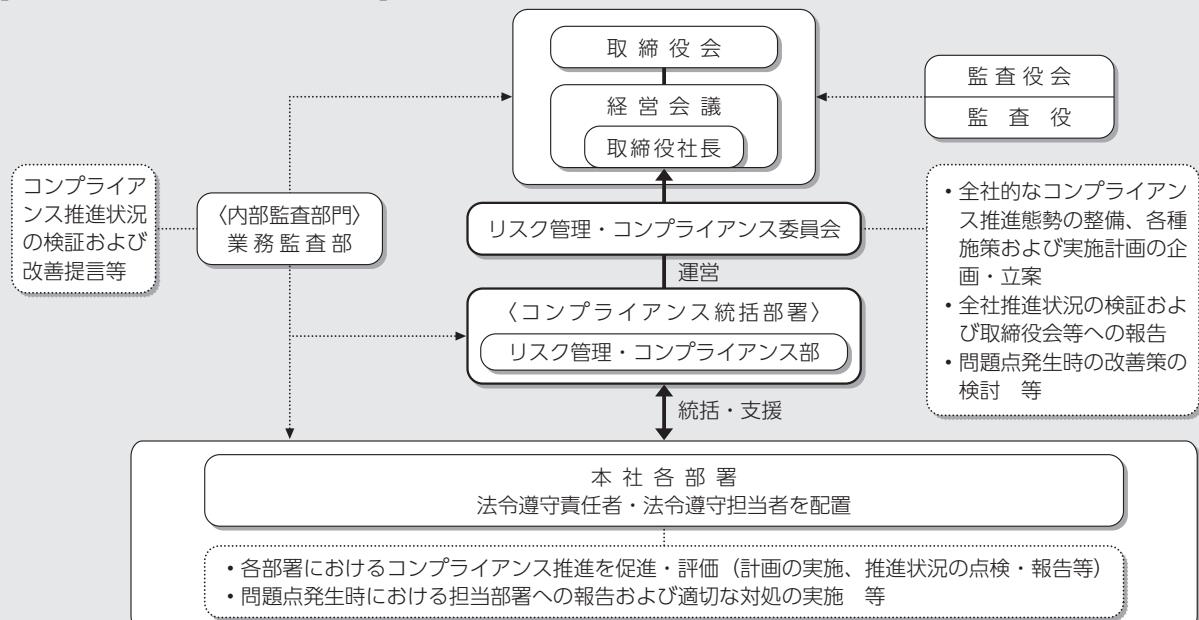
## 6 | コンプライアンス（法令等遵守体制）の徹底

当社では、損害保険事業の高い公共性に鑑み、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の基本に位置づけています。

そして、法令等遵守に関する実行計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、全社を挙げての取組みを推進しています。

また、法令等遵守の推進にかかる基本方針、重要な規程等の改正、取組状況等に関して審議し、より実効性の高い法令等遵守体制の構築に資するための機関として、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置しています。

**【コンプライアンス推進体制図】**



### 1. コンプライアンス宣言

当社では、「お客さまを大切にする」という経営方針の再徹底とコンプライアンスに関する意識改革、コンプライアンス態勢を抜本的に見直す必

要性を全役職員に徹底・浸透させるため、コンプライアンス宣言を制定しています。

#### 【コンプライアンス宣言】

私は、明治安田生命グループの損害保険会社の役員として、

「お客さまを大切にする会社」、「お客さまに安心をお届けする会社」、「社会に開かれた会社」になるために、

- 法令・諸規範を遵守し、管下職員に遵守させ、
  - 「お客さまの声」を真摯に受け止め、
  - 管下職員とともに信頼回復に向けて全力を尽くし、
- 高い倫理観と責任をもって適切かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

また、当社において過去に発生した付隨的な保険金の支払い漏れにかかる問題を忘れることなく、率先垂範してコンプライアンスを実践し、あらゆる分野で適正かつ健全な業務運営を行なうことをここに宣言いたします。

明治安田損害保険株式会社 代表取締役社長 遠藤 宏歳

## 2. 行動憲章

当社ではコンプライアンスを推進するため、コンプライアンスに関する企業行動の基本方針として「行動憲章」を、役職員の行動指針・遵守基準として「職務遂行基本ルール」を策定しています。

具体的には、法律はもとより、社会の良識や常識、慣行を含めた社会一般・株主・消費者が求めるルールに適った企業行動が求められており、こうした要請に積極的に対応したものです。

### 【行動憲章】

私たちは、明治安田生命グループの役職員として、お客さまや社会からの期待に応え確固たる信頼を得るために、日常の行動や考え方の基準となる「行動憲章」を定めます。職務遂行の際にはこれらを常に意識するとともに、教育・研鑽による知識およびマナーの向上に努め、お客さまを大切にする会社の実現に取り組みます。

#### 1. 適正な職務遂行とお客さまサービス

私たちは、忠実かつ誠実に職務を遂行するとともに、お客さまを大切にする会社として、ベストな商品とサービスを提供し、お客さま満足度の増大に努めます。

#### 2. 公正かつ自由な競争

私たちは、公正かつ自由な取引・競争を通じて、生活・経済の向上および発展に貢献します。

#### 3. お客さまや社会とのコミュニケーションの推進

私たちは、経営の透明性を高めるため、経営情報を適切に開示するとともに、お客さまの声を大切にし、適切に業務に反映します。

#### 4. リスク管理の徹底

私たちは、お客さまに対する責務を確実に果たしていくため、リスク管理態勢を整備し、その検証と継続的な改善に取り組み、適切なリスク管理に努めます。

#### 5. 法令等の遵守

私たちは、お客さまと社会の信頼を確保していくため、法令をはじめとする社会的ルールを遵守し、企業倫理を堅持します。

#### 6. お客さま等に関する情報の厳正管理

私たちは、お客さまに関する情報等、会社が保有するすべての情報を厳正に管理し、その保護を徹底します。

#### 7. 社会貢献と環境への取組み

私たちは、お客さまとともに暮らす社会の健全かつ持続的な発展に努め、社会貢献や環境保全活動に積極的に取り組みます。

#### 8. 人権等の尊重

私たちは、お客さまはもとより、社会の一人ひとりの人権を尊重します。

#### 9. 反社会的勢力への対応

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然と対応します。

#### 10. 良好的な職場環境の維持

私たちは、職員一人ひとりの人権および個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を維持します。

#### 11. 違反行為の防止と説明責任の遂行

私たちは、法令等の遵守体制を確実に機能させていきます。万一、本憲章に反し、お客さまや社会に影響を及ぼす事態が生じた場合には、原因究明と再発防止を徹底するとともに、迅速かつ的確な情報公開を行ない、責任を果たすよう努めます。

### 3. 販売・サービス方針（勧誘方針）

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、以下のとおり「販売・サービス方針」を策定しています。

#### 【販売・サービス方針】

##### 〈基本方針〉

私たちは、明治安田生命グループの一員として、「お客さまを大切にする会社に徹し、クオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けする」という経営理念のもと、常にお客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めてまいります。

また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守（コンプライアンス）を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えするよう努めてまいります。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心がけてまいります。また、商品をおすすめする際には、お客さまに商品内容についての重要事項を十分にご理解いただけるよう「重要事項説明書」等をご説明し、商品内容がお客さまのニーズに合致していることを「意向確認書」等を用いて確認いたします。
2. きめ細かなコンサルティングサービスにより、お客さまの保険商品に関する知識、加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な商品をご提案するよう努めてまいります。また、保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行なうよう常に努めてまいります。
3. 商品をおすすめする際には、お客さまの立場にたって、販売の方法、場所、時間帯等に配慮するよう努めてまいります。
4. お客さまのプライバシーに十分配慮し、販売にあたって知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報については、厳格かつ適正な取り扱いを行なってまいります。
5. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払いについて「迅速・親切・適正」に処理するよう努めてまいります。
6. 適正な販売を確保するとともにお客さまサービスの向上を図るため、社内体制の整備と販売にあたる者の教育・研修に努めてまいります。
7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、それを商品開発や保険販売に活かしてまいります。
8. 反社会的勢力には毅然と対応し、不当要求には一切応じません。

## 4. 顧客保護等管理方針

当社では、お客さまの保護および利便の向上に向け、顧客保護等管理全般にかかる「顧客保護等管理方針」を策定しています。

### 【顧客保護等管理方針】

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、「お客さまを大切にする会社に徹し、明治安田生命の生命保険事業とのシナジー効果を発揮して、特色のある付加価値の高い保険サービスをご提供することにより、お客さまから信認される損害保険会社を目指す」という経営方針のもと、お客さまの利益の保護および利便の向上のため、お客さまの視点に立った業務運営を確保するよう継続的な取組みを行なってまいります。

1. 損害保険契約のお引受け・管理にあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、公平性に配慮し、正確かつ迅速にお手続きします。また、ご契約の状況を正しく把握いただけるよう、ご契約内容等を適時・適切にお知らせします。
2. 保険金・給付金等のお支払いについて、事実等を適切に確認するとともに、お客さまを含めた関係者への配慮を常にこころがけ、迅速かつ適正にお支払いします。また、お申し出内容およびご契約内容に基づき、お支払いできる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれなくご案内します。
3. お客さまからのご照会・ご相談・ご要望および苦情等について、お客さまの満足・信頼を得ることができるよう、公平性・迅速性等に配慮し、誠実に対応するとともに、適切に業務に反映します。
4. お客さまに関する情報は、法令等に従って適切に取得・利用し、情報の流出や紛失等を防止するため、適切な措置を講じます。
5. 当社の業務について代理店を含む第三者に委託する場合には、お客さまの情報の保護やお客さまへの対応が適切になされるよう、厳正に委託先を選定するとともに、定期的または必要に応じてモニタリングするなど委託先に対して必要かつ適切な監督を行ないます。
6. 当社および明治安田生命グループ内の金融機関が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理します。

なお、本方針における「お客さま」とは、当社と現在お取引きされている、またはお取引きを検討されている個人および法人等を指し、対象となる取引は、当社が損害保険契約をはじめとするお客さまとの間で業として行なうすべての取引とします。

## 5. 保険契約に関する業務における基本方針

当社では、引受・保全・支払業務の迅速性および適切性を確保するため、業務運営・態勢整備の指針となる「保険契約に関する業務における基本方針」を策定しています。

### 【保険契約に関する業務における基本方針】

#### 1. 業務遂行方針

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、経営方針に基づき、お客さまを大切にする会社に徹し、損害保険会社の基本的な機能であるご契約のお引受け、ご契約の管理、保険金・給付金等のお支払いに関する業務を常に正確かつ迅速に行なっています。あわせて、お客さまに十分な説明を行なってまいります。

(ご契約時の説明ならびにお引受けについて)

- ・ご契約のお申込みにあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項等、必要な情報について適切かつ十分な説明を行なってまいります。
- ・お申込みいただいたご契約について、必要な情報を確認のうえ、公平な判断に基づき適切かつ迅速なお引受けをいたします。
- ・お申込み手続きをわかりやすくすることに努め、お引受けするご契約内容等について、説明を充実してまいります。

(ご契約の管理について)

- ・ご契約の状況を正しく把握いただけるよう、ご契約内容等を適時・適切にお知らせいたします。あわせて、お知らせする内容を充実してまいります。
- ・ご契約内容変更等の各種お手続きについて、お客さまのご意向を的確に把握・確認のうえ、正確かつ迅速に対応いたします。
- ・ご契約内容変更等の各種お手続きをわかりやすくすることに努めます。

(保険金・給付金等のお支払いについて)

- ・お支払いに関するお申し出について、ご契約内容に基づき、お支払いできる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれなくご案内いたします。
- ・お支払いについて、事実等を適切に確認するとともに、お客さまを含めた関係者への配慮を常にこころがけ、迅速かつ適正にお支払いいたします。あわせて、お支払い業務の適切性を隨時検証いたします。
- ・お支払手続きをわかりやすくすることに努め、お支払内容等について、説明を充実してまいります。とくに、お支払いできない場合について、説明内容の充実を図るとともに、ご要望に応じて中立的な第三者による不服申立制度をご紹介いたします。

#### 2. 態勢整備方針

基本方針に基づいた業務を適切に行なうため、常にお客さまの視点に立ち、以下の対策を継続的に推進いたします。

- ・お客さまのご要望、お申し立ておよび苦情を十分に把握し、誠実に対応するとともに、重要情報として業務改善に反映してまいります。
- ・人材の育成を進め、お客さまを大切にし、公平な判断、十分な説明を行なう態勢を整備してまいります。
- ・お客さまの利便性向上および正確かつ迅速な手続きに資するシステム開発等のインフラ整備を推進してまいります。

## 6. コンプライアンス・マニュアル

当社の法令等遵守に関する基本方針および運営等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、社内徹底を図ることにより、法令等遵守を重視する企業風土の醸成に努めています。

### ○保険募集における法令等遵守への取組み

保険募集におけるコンプライアンスに関しては、「損害保険代理店のためのコンプライアンス・ガイドブック」を作成し、代理店に対し法令等遵守を徹底しています。

## 7. 社外・社内の監査態勢

### ○社外の監査態勢

当社は、社外の監査として、会社法等に基づく会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)の会計監査を受けています。また、保険業法の定めにより金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっています。

### ○社内の監査態勢

当社では、監査役による監査と、各業務執行部門から独立した内部監査部門(業務監査部)による内部監査を実施しています。

業務監査部はリスク管理態勢・コンプライアンス態勢など内部管理態勢の適切性・有効性等を検証するとともに、保有資産の健全性確保のための自己査定に対する監査等を実施しています。また、各部門が内部管理の一環として定期的に実施している自己点検の実施状況についても、内部監査時に検証しています。内部監査の対象は営業部門・保険金支払部門などの社内すべての部門および社外の事務委託先です。また、代理店に対しては、代理店監査を実施しています。

内部監査結果については、問題点の指摘および改善提言を行ない、各部門にフィードバックするとともに、定期的に経営陣に報告しています。また、指摘事項に対する改善計画および改善状況について各部門から報告を求め、改善状況のフォローアップを実施しています。

## 8. 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社では、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を策定しています。

また、「行動憲章」や「内部統制システムの基本方針」においても、当社の反社会的勢力への対応に係る取組方針を社内外に明らかにしています。

### 【反社会的勢力への対応に関する基本方針】

明治安田損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、以下に基づき、反社会的勢力との関係の遮断に向けて、適切な対応を行ないます。

#### 1. 組織としての対応

反社会的勢力については、組織体制を整備し、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

#### 2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力への対応にあたり、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

#### 3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当・不正な要求等を拒絶します。

#### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当・不正な要求等に対しては、外部専門機関とも相談し、民事と刑事の両面から法的対応を行ないます。

#### 5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当・不正な要求等が、当社や役職員等の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行ないません。また、反社会的勢力への資金提供は、いかなる形態であっても絶対に行ないません。

## 9. 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を定め、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反のおそれのある取引の管理に努めています。

### 【利益相反管理方針】

#### 1. 目的

本管理方針は、当社および明治安田生命グループ内の金融機関(以下、「当社等」といいます)が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

#### 2. 利益相反の定義

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下、「対象取引」といいます)とは、当社等が行なう取引のうち、当社等とお客さまの間、またはお客さまとお客さま以外の第三者(他のお客さま等)間の利益が相反し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 3. 対象取引の特定

対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なったうえで管理いたします。また、新規業務の開発や法令等改正といった環境の変化にも的確に対応し、対象取引の特定・類型化を行ないます。

#### 4. 対象取引の特定のプロセス

当社の役職員は、お客さまとの取引において、対象取引の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、すみやかに各所属の利益相反管理担当者・責任者に報告し、対象取引の内容に応じた管理を実施します。各所属での判断が困難な場合には、利益相反管理全体統括部署であるリスク管理・コンプライアンス部に報告し、その指示のもとで適切な管理を実施します。

#### 5. 対象取引の類型・主な取引例・管理方法

対象取引のうち、主なものは以下の通りです。

取引の類型		主な取引例	管理方法 (以下の方法を適切に組合せる こと等により管理します)
お客さまの 利益を不当に 害する恐れの ある取引	地位濫用型	融資を条件に保険商品を購入させる場合、または保険購入を条件に融資を行なう場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報隔壁措置</li> <li>・一方または双方の取引の中止</li> <li>・取引の適切性の検証</li> </ul>
	情報利用型	お客さまが特定の有価証券を大量に取引しようとしている事実を知りながら、当該有価証券の取引を行なう場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報隔壁措置</li> <li>・一方または双方の取引の中止</li> </ul>
	上記以外	当社が協調融資の幹事を受託しており、かつ相対での貸付を有している状況で、協調融資に比し、優位な条件で貸付の保全・回収等を行なう場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方または双方の取引の 変更・中止</li> <li>・取引の適切性の検証</li> </ul>
お客さま間の利益が 相反する可能性のある取引		敵対的買収等で、買収をしようとしている会社が複数競合している場合に、競合する複数社に対し、それぞれ買収資金の融資を行なう場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一方または双方の取引の中止</li> <li>・取引の適切性の検証</li> </ul>

#### 6. 利益相反管理体制

当社はリスク管理・コンプライアンス部を利益相反管理全体統括部署とし、リスク管理・コンプライアンス部担当役員を利益相反管理統括者とします。利益相反管理全体統括部署は他の部門から独立し、対象取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な態勢を整備・検証します。

#### 7. 対象となる会社の範囲

本方針の対象となる会社は、当社および以下の明治安田生命グループ内の金融機関です。

明治安田生命保険、明治安田アセットマネジメント、安田企業投資、三菱アセット・ブレインズ、パシフィック・ガーディアン生命保険、明治安田アジア、明治安田アメリカ、明治安田ヨーロッパ、北大方正人壽保険、アブリスト、オイロパ、ワルタ、タイライフ

## 10. 個人情報の保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

当社では、お客さまからお預かりする情報を厳正に利用、保護するため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」およびその他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、一般社団法人日本損害保険協会の策定する「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等をふまえた社内管理態勢の整備に取り組んでい

ます。具体的には、「個人情報の保護に関する基本方針」を定めるとともに、当社ホームページでこれを開示しています。また、個人情報の保護・管理に係る社内規程および組織体制の整備、社内教育・研修を行なうなど、全社的な取組みを推進しています。

### 【個人情報の保護に関する基本方針】

明治安田損害保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客さまの個人情報を適切に取り扱うことが大切な社会的責務と認識し、お客さまの個人情報の保護に万全を尽くしてまいります。

#### 1. 取組方針

当社は、「お客さまを大切にする会社」の実現を目指し、個人情報の取扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。

当社は、事業活動の特性をふまえ、個人情報の取扱いに関し、その重要性を認識し、継続的な個人情報の管理態勢の改善に努めます。

当社は、お客さまからの個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、適切かつ迅速に対応することに努めます。

当社は、個人情報の取扱いに関する法律など関係法令等を遵守いたします。

#### 2. 個人情報の定義

当社では、個人情報を以下のように定義しています。

個人情報とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人を特定できるものをいいます。

#### 3. 個人情報の種類

保険契約のお引き受け等に必要な情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等をご提供いただいております。また、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提供をお願いする場合があります。

#### 4. 個人情報の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

具体的には、主に申込書・契約書・アンケートにより、お客さまに関する情報を取得することに加え、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報をご提供いただく場合があります。

また、各種お問い合わせ、ご相談およびお手続き等に際して、お客さまとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等、当社の利用目的の達成に必要な範囲で録音させていただくことがあるとともに、当社窓口などでの応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

なお、お客さまの情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律・保険業法・その他法令等に照らし、適正な方法で行なうこととします。

#### 5. 個人情報の利用目的

当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、お客さまから直接書面等にて情報をご

提供いただく場合に明示いたします。

- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ・当社が有する債権の回収
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理<sup>(注1)</sup>
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社ホームページ等により公表します。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(注1) 当社が提供する各種商品・サービスの詳細および個人情報の利用目的における関連会社・提携先企業については当社ホームページ等をご覧ください。

## 6. 個人情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令により必要とされる場合または提供が認められている場合
- ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ・公共の利益のために必要とされる場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・関連会社・提携先企業との間で共同利用を行なう場合<sup>(注2)</sup>
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行なう場合<sup>(注3)</sup>
- ・国土交通省との間で共同利用を行なう場合<sup>(注4)</sup>

なお、当社は、主に以下の場合に、ご本人の同意を得たうえで、第三者に個人データを提供することがあります。

- ・医療機関等の関係先に業務上必要な範囲内で提供する場合
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

(注2) 関連会社・提携先企業との共同利用について

当社および関連会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

(1)個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容等、お客さまとのお取引に関する情報

(2)管理責任者：当社

※個人情報の共同利用における関連会社・提携先企業については当社ホームページ等をご覧ください。

(注3) 損害保険会社等の間での共同利用について

(1)損保業界の情報交換制度

当社は、各種保険契約のお引き受けまたは保険金の請求に際して行なわれる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

(2)代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者にかかる個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報にかかる個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(注4) 原動機付自転車・軽二輪自動車にかかる無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

## 7. 個人データの取扱いの委託

当社は、当社内および当社と関連会社・提携先企業<sup>(注5)</sup>間等の配送、各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払いにかかる事務・付随する業務、各種サービスのご案内・提供にかかる業務、個人情報を取り扱う情報システムの保守等の業務の全部または一部を委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

(注5) 個人データの取扱いの委託における関連会社・提携先企業については当社ホームページ等をご覧ください。

## 8. 情報の開示・訂正等

個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載する「お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行ない、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行なった結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

## 9. 情報の管理

お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、お客さま情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるように努めています。さらに、従業者、委託先に対して必要かつ適切な監督を行なっております。

また、当社ではお客さまに関する情報の保護・管理強化に向け、情報管理を統括する部署および「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的な取組みを推進しております。

## 10. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則等に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいう。)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行ないません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 11. 個人情報に関するお客さまからのお申し出

お客さまからの個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、お申し出窓口を設置し、適切かつ迅速に対応いたします。

## 12. 個人情報の保護に関する基本方針の見直し

本方針は、適切な個人情報の保護を実施するため、環境の変化等をふまえ、継続的に見直します。

## 【お問い合わせ窓口】

当社は、個人情報の取扱いに関するご照会・ご相談、苦情に対し適切・迅速に対応します。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、苦情および安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

### <お問い合わせ先>

- ・明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

所在地：〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目11番1号

フリーダイヤル：0120-255-400

(平日9:00～17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

また、当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会に加盟しています。同協会では、加盟店の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けています。

### <お問い合わせ先>

- ・一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 東京(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地：〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2丁目105番地  
ワテラスアネックス7階

電話：03-3255-1470

受付日時：月～金曜日(祝日・休日および12/30～  
1/4を除く)の9:00～17:00

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp/>

## 【会社一覧】

個人情報の利用目的および共同利用、個人データの取扱いの委託における関連会社・提携先企業は、下記のとおりです。

### ・関連会社

明治安田生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の関連会社

詳細は、明治安田生命保険相互会社のホームページ (<http://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧ください。

### ・提携先企業

該当なし

## 【録音・録画について】

お客様とのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただくことがあります。

また、当社窓口などの応対につきましては、防犯等の観点から録画させていただくことがあります。

## 7 | リスク管理体制

### ○リスク管理方針

損害保険会社が抱える経営リスクが多様化・増大化するなか、リスク全般の把握とその管理体制の強化が経営の重要な課題となっています。

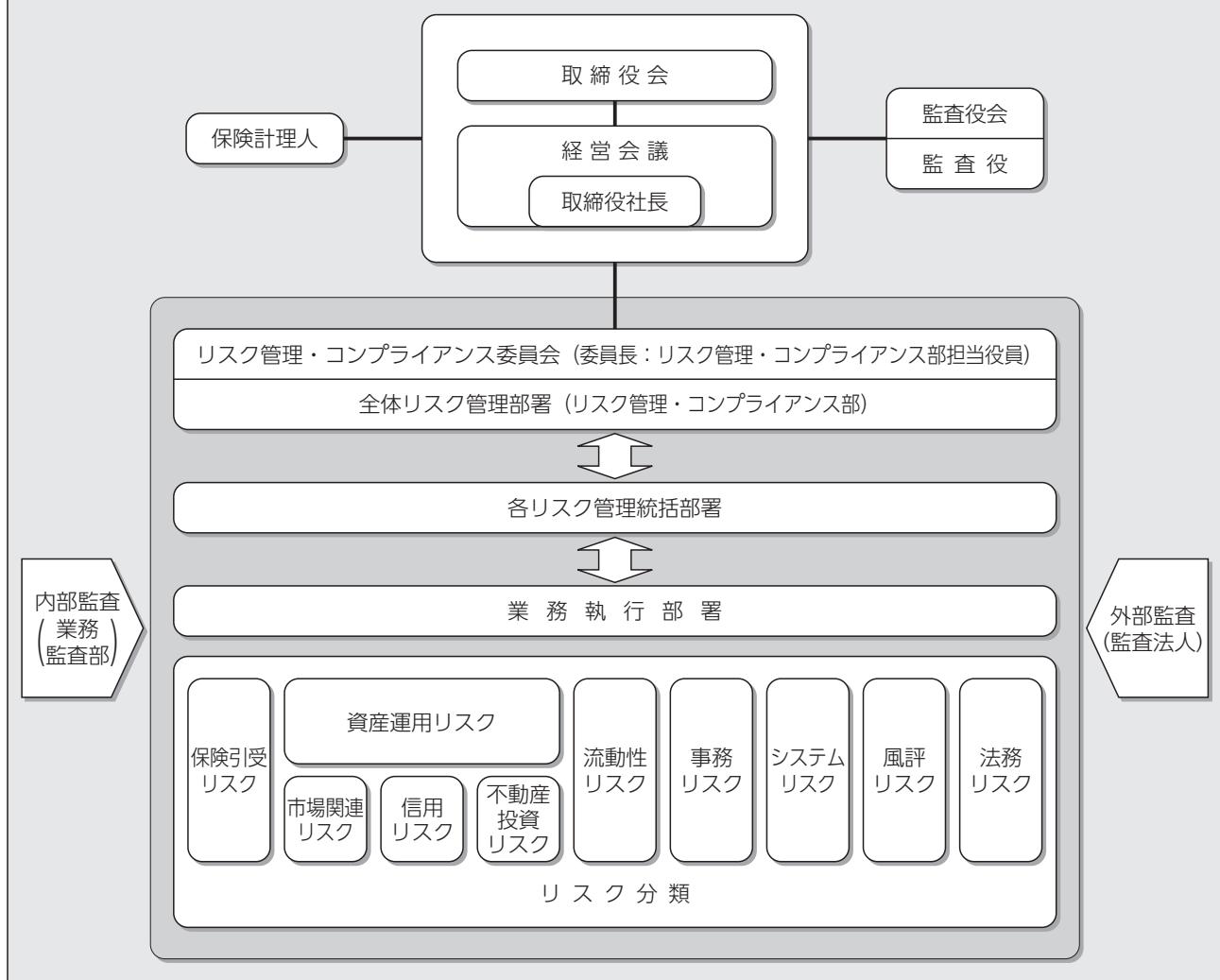
こうした状況に鑑み、当社ではリスク管理への取組みを重要な経営課題と位置づけ、各種リスクを分類・体系化し、リスク管理の強化に努めています。今後とも、リスク管理への取組みに注力し、健全な事業運営を維持・確保することで、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

#### ○リスク管理体制

当社では、各種リスクに対し統括部署を定め管理するとともに、リスク全般を統括管理する「リスク管理・コンプライアンス委員会」を社内に設置し、各部署間の相互の連携・チェックに基づいた、より実効性のあるリスク管理へ向けた検討を行なっています。

また、取締役会および経営会議では、定期的に「リスク管理・コンプライアンス委員会」における取組みについて報告を受け、経営に重大な影響を与えるリスク情報等を把握・確認するとともに、必要な対応策について指示・決定しています。

## 【リスク管理体制図】



## ○統合リスク管理への取組み

当社では、会社の経営方針の実現に向け、重要なリスクを総体的に把握し、事業全体としてリスク管理を行なう観点から、それぞれのリスクの特性に応じて、定量的あるいは定性的にリスクを把握・評価したうえで、その状況につきリスク管理・コンプライアンス委員会等に報告することとしています。また、統合リスク管理の精度向上に向けて、継続的な検討・研究を行ない、統合リスク管理態勢の段階的な整備に取り組んでいます。さらに、予想される各地の大規模震災を想定したストレステストを定期的に行ない、当社の資産や保険金のお支払いに与える影響等を分析しています。

## ○リスクの種類と管理への取組み

当社では、損害保険事業に係るリスクを次のように分類し、それぞれのリスクの特性に応じた対応を行なっています。

### (1) 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、保険事故の発生状況、金利動向・経済情勢等をふまえつつ、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測等を実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立て、再保険手配を実施しています。あわせて保険の引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。

#### 【再保険の方針】

出再については、お引き受けした契約に係るリスクを調査・分析し、損害額が常に当社の担保力の範囲内に収まるよう、再保険を手配することとしています。

また、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても、確率的手法に基づくリスク計量化により予想損害額を推定し、異常危険準備金の積立状況を勘案のうえ、集積再保険カバーを手配しています。

出再先の選定にあたっては信用力を最重視し、財務健全性に係る情報を常に注視しつつ取引を実施しています。

受再については、原則として日本国内のリスクに

限定し、リスクを精査して慎重な判断のもとに引受を行なっています。

(注) 再保険のしくみについては、P.34を参照ください。

### (2) 資産運用リスク

#### ア. 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・有価証券等の価格・為替レート等が変動することにより運用資産の価値が下落して損失を被るリスク、あるいは市場の混乱等を起因として取引ができなかつたり、不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、市場関連リスクの管理にあたっては、運用資産の残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することにより損失を一定範囲に収めるよう努めています。さらに、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、ストレステストを定期的に行なっています。具体的には、過去の経済危機等の相場急変時や、市場環境見通しの中で想定される最悪のリスクシナリオに基づき、現在保有している運用資産ではどの程度の損失額が発生するかを試算し検証しています。

#### イ. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、個別取引ごとにリスクを慎重に見極め、安全性・健全性が高いと判断される対象先に限定して投融資を行なうとともに、保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう運用先の分散を図っています。とくに一定額以上の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっています。また、個別信用供与先の適切な管理のため、信用供与先の信用力について把握・分析を継続的に行ない、適切なリスク管理に努めています。

#### ウ. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等を

要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、土地の含み損益、利回り、賃料・空室率等の不動産投資リスクの状況を把握し、一定の基準を下回る不動産に対しては適切に対処することとしています。

### (3) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社の資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価格で資産の売却を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、大口の資金移動に関する情報収集・分析を行ない、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢にも留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行なえるよう、常時取引環境等を注視しています。

### (4) 事務リスク

事務リスクとは、正確かつ迅速な事務を怠ること、正当な理由なく事務処理を放置、長期遅延させること、あるいは事故・不正等を引き起こすことにより、当社またはお客様が損失を被るリスクをいいます。

当社では、各業務分野について、事務手順・ルール等に関するマニュアル等の整備を行なうとともに、所属部署における自己点検や業務監査部による内部監査等を通じ、事務の改善、事務水準の向上に努めています。なお、事務リスクを含む各種リスクの縮減等を目的として、「内部統制委員会」のもとに「見える化部会」を設置し、業務プロセスの検証ならびに業務プロセス上想定されるリスクの顕在化と対応策の検討を行なっています。

### (5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、当社またはお客様が損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に利用されることにより、当社またはお客様が損失を被るリスクをいいます。

当社では、「システムリスク管理規程」や「個人データ等安全管理措置基準」等を定め、リスクの低減に努めています。

また、「コンピュータシステム停止時の緊急時対応計画」を定め、大規模地震等、広域災害などによる不測の事態に対応できるよう態勢整備を行なっています。

### (6) 風評リスク

風評リスクとは、当社または損害保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ、インターネット等の媒体を通じお客様や社会に広がり、当社の業績に悪影響が生じること等により、当社および明治安田生命グループが損失を被るリスクをいいます。

当社では、インターネット、新聞、雑誌等の媒体を通じて、風評情報を把握する体制を整備しています。

把握した風評情報が当社の業績に悪影響を及ぼす懸念があると判断した場合には、風評リスクを軽減・回避するために、迅速かつ的確な対応策を講じる態勢をとっています。

### (7) 法務リスク

法務リスクとは、当社が法令に抵触することにより、法令上の責任を問われること、または当社が合理的な理由なく会社にとって著しく不利益な契約等を締結することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、法務リスクがあらゆる業務において潜在するとの認識のもと、法務リスクの発生防止を図るとともに、法務リスクの発生時には、損失を最小に抑えるよう態勢整備を行なっています。

## ○組織別リスク管理への取組み

当社では、リスクを種類ごとに管理するとともに、各組織においても管理する体制となっています。各組織の基本的役割の遂行を阻害する要因を組織別リスクとして洗い出し、各組織において、この組織別リスクに対する対応策を策定、実施することにより、リスクの軽減、未然・再発防止を図っています。

## 8 資産運用方針

資産の運用にあたりましては、安全性・健全性・流動性に留意しつつ、公社債を中心とする円金利資産ポートフォリオの構築をめざし、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としています。

また、資産運用に係るリスクにつきましては、金利リスクを中心とした市場関連リスクや信用リスク等の把握・分析、資産の自己査定の厳正な実施等を通じて、積立勘定資産を含めた総合的なリスク管理体制の整備・拡充を図り、資産の健全性の維持に努めています。

## 9 第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社は平成25年度末時点において、平成10年大蔵省告示第231号に基づき行なわれる第三分野保険のストレステストの対象となる契約を有しておりません。

## 10 お客さまサービス

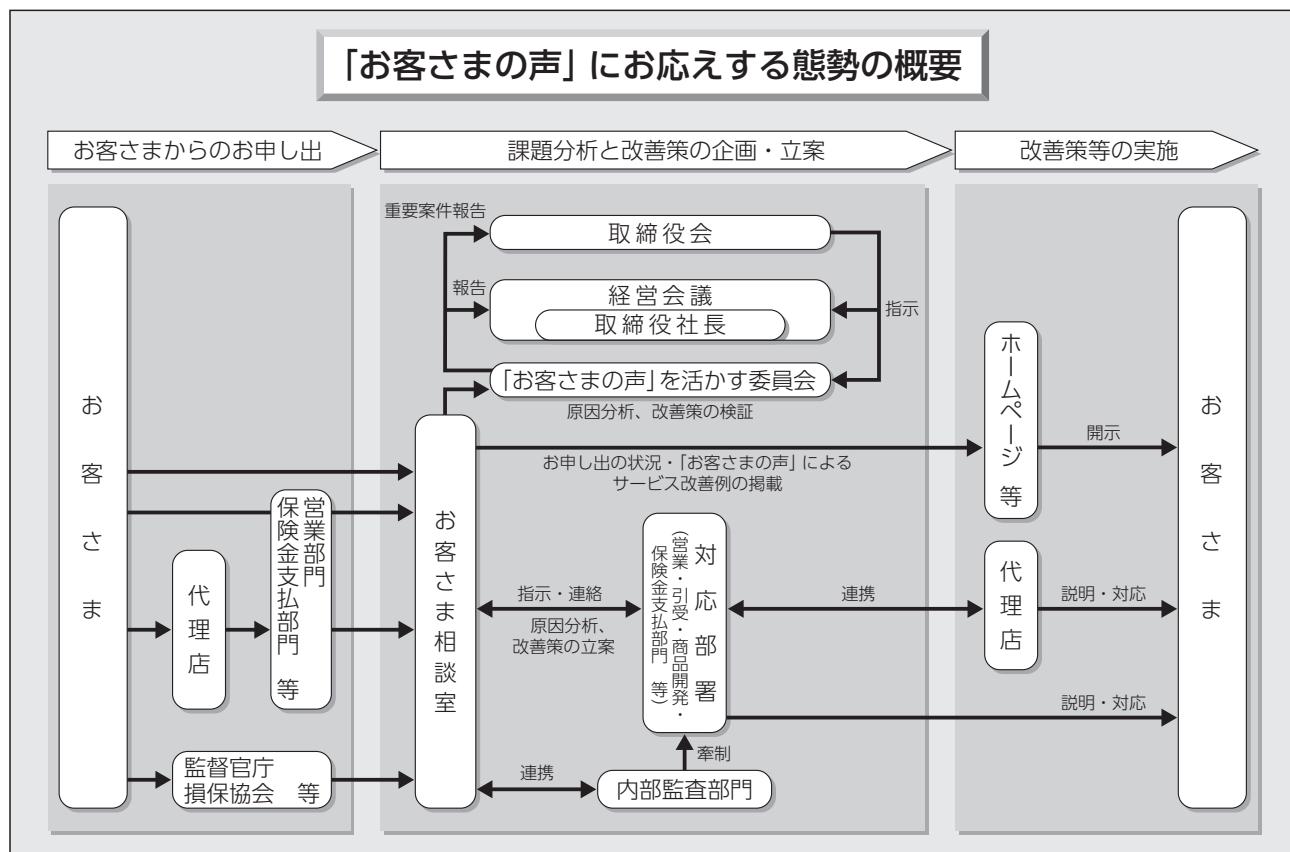
### 1. お客さまとのコミュニケーションとサービス向上

当社では、お客さま視点に立った業務運営を経営上の重要な位置づけとしています。そして、さまざまな「お客さまの声」の把握を行なうことで各種サービス等の改善に向けた取組みを行なっています。

#### (1) 「お客さまの声」にお応えする態勢について

当社では、保険契約者および一般消費者からの損害保険全般に関するご質問・ご相談にお応えできるよう「お客さま相談室」を設置しています。

お受けしたお客さまからのお申し出につきましては、お客さま相談室で一元管理し、重要なものについては、経営会議等に報告するとともに、業務改善課題として商品・サービスの改善に活かすよう努めています。



〈お電話による相談窓口〉

#### お客さま相談室

**0120-255-400**

(平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります。

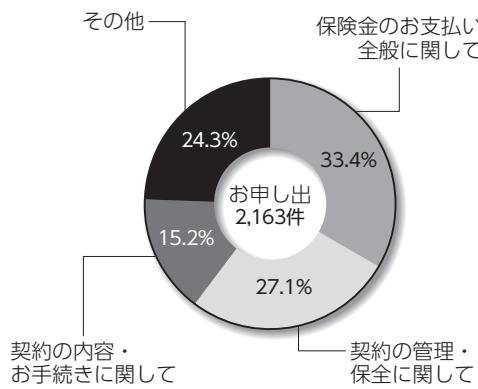
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

## (2) お客さまからお申し出のあった苦情等受付状況

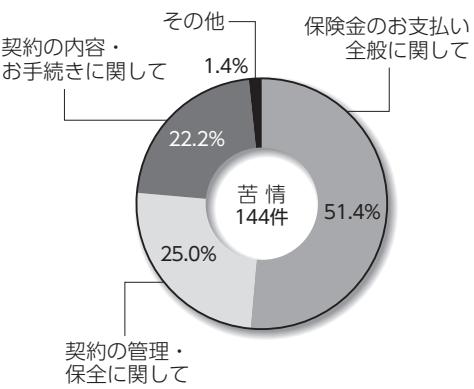
平成25年度中に、お客さま相談室がお客さまからお受けしたご相談やお問い合わせなどお申し出の総数は2,163件(うち苦情は144件)でした。

### ●お申し出・苦情内容の分類

#### ①お申し出内容の分類



#### ②苦情内容の分類



## (3) 「お客さまの声」の具現化に向けた取組み

当社に寄せられた苦情等の「お客さまの声」については、原因分析を行なうとともに担当部門にフィードバックし、「お客さまの声」に基づいたサービスの改善に反映させる取組みを推進しています。

平成25年度中に、苦情等「お客さまの声」から取り組んだサービスの改善例は次のとおりです。

お客さまのお申し出事例	改善取組み
毎年送付される一時払退職者傷害保険の「ご契約内容のお知らせ」に、入院を伴わない手術は保険金のお支払対象外となる旨、記載されていない。	一時払退職者傷害保険の「ご契約内容のお知らせ」に、入院を伴わない手術は保険金のお支払対象外となる旨、記載いたします。(平成26年12月予定)
一時払退職者傷害保険の申込書に漢字で氏名を記入したが、カナで印字された保険証券が届いた。	保険証券に印字できない特殊漢字のためカナ表示となる場合、保険証券の送り状に、ご記入いただいた漢字表記とならない旨の説明文言を追加しました。(平成26年5月)

## 2. 情報開示

### ○ホームページ

会社情報、商品・サービスの内容、決算情報などさまざまな情報をわかりやすく提供しています。

ホームページ：

<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

### ○ディスクロージャー資料

ステークホルダーのみなさまに当社の事業活動等についてご理解いただくために、毎年ディスクロージャー資料「明治安田損害保険の現状」を作成しています。

## 3. 旧会社におけるご契約について

当社は、旧安田ライフ損害保険株式会社および旧明治損害保険株式会社においてご加入いただきましたご契約に関しまして、満期を迎えるまで責任をもってお引き受けします。また、事故にあわれたお客さまへの損害サービスに関しましては、完了まで継続して、当社にて万全な対応を行なうよう努めています。

## 【「そんぽADRセンター」について】

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が困難な場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し込み立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)

0570-022-808

IP電話やPHSからは下表の直通番号におかけください。

(受付時間：月～金曜日(祝日、休日および12/30～1/4を除く)の9:15～17:00)

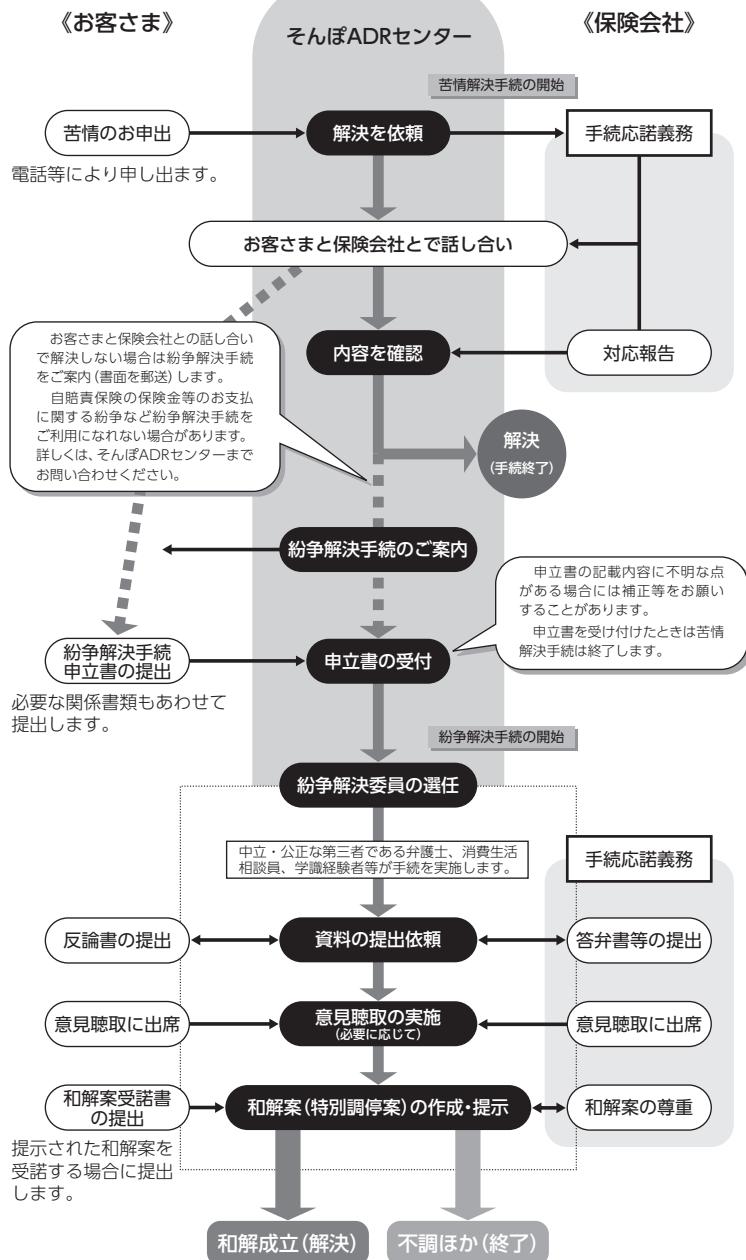
名 称	直通電話
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031
そんぽADRセンター東北	022-745-1171
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581
そんぽADRセンター中部	052-308-3081
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321
そんぽADRセンター中国	082-553-5201
そんぽADRセンター四国	087-883-1031
そんぽADRセンター九州	092-235-1761
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

## 苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



## 【「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関】

### 「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠

責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行ないます。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp/>) をご参照ください。

## 11 | 社会貢献活動

当社は、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減に向けて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。主な取組みは以下のとおりです。

### (1) 交通安全対策

#### ア. 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：飲酒運転根絶事業支援、病気を原因とする交通事故防止策の検討等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な保険金支払のための医療研修等

#### イ. 交通安全啓発活動

##### ①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を一般社団法人日本損害保険協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行なっています。

##### ②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

##### ③シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーによる交通事故の増加という状況や、自動車保険データの分析結果をふまえて啓発チラシを作成し、シニアドライバーに安全運転を呼びかけています。

##### ④飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行なっています。

### (2) 防災・自然災害対策

#### ア. 地域の安全意識の啓発

##### ①実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

##### ②幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

#### イ. 地域の防災力・消防力強化への取組み

##### ①軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

##### ②防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚を目的として防火標語の募集を行ない、入選作品を「全国統一防火標語」として使用した防火ポスターを全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示いただくとともに、全国各地の防火意識の啓発・PR等に活用いただいているいます。

##### ③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップを

活用いただき、日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、消費者向けの副読本を作成するとともに、eラーニングコンテンツを一般社団法人日本損害保険協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

### (3) 犯罪防止対策

#### ア. 盗難防止の日（10月7日）の取組み

自動車盗難等に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、平成15年から毎年、47都道府県の街頭で損害保険会社社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

#### イ. 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に平成13年の発足当初から民間側事務局として参画し、盗難対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行なっています。

#### ウ. 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

### (4) 環境問題への取組み

#### ア. 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO<sub>2</sub>の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

#### イ. エコ安全ドライブの推進

環境にやさしいだけでなく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、チラシやビデオを作成し、その普及に取り組んでいます。

#### ウ. 環境問題に関する目標

地球温暖化対策として、CO<sub>2</sub>排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

### 【地震保険の普及・啓発】

日本は世界の0.25%の国土面積であるにもかかわらず、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が日本周辺で発生しています（出典：内閣府「防災白書」）。このことからも「日本は地震大国」と言えます。

地震への備えとして、平成24年度に火災保険を契約された方の2人に1人の方が地震保険に加入されています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保

険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与するという、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進および普及促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどを通じて、地震保険の理解促進および普及促進を図っています。

# 商品・サービスについて

## 1 保険のしくみ

### 1. 損害保険制度

損害保険は、いつ起きるかも知れないさまざまな災害や危険(一定の偶然の事故)に備えて、同じ種類の危険にさらされている多数の人々が、大数の法則という統計的基礎によって算出された少額の保険料をそれぞれ出し合って、万一事故にあわれた場合に保険金を受け取る相互扶助制度です。

この制度により、わずかな負担で大きな補償を得ることができます。

このように損害保険は、その幅広い普及により個人や企業などをさまざまな災害や危険から守り、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与する社会的役割を担っています。

### 2. 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故(保険事故)によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はそれに応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する諾成契約です。しかし、保険会社は多数の契約を迅速・的確に引き受けるため、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、

契約締結の証として、保険証券を作成し交付します。保険証券には保険の対象、補償される事故、保険金額、保険期間等を記載しています。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

### 3. 再保険について

保険会社が引き受けた保険契約にはさまざまな危険が混在しています。石油コンビナートや大型旅客機などの巨額の物件に損害が生じたり、個々には小さな物件であっても超大型台風や大地震のような自然災害が発生すれば、その保険金の支払いは巨額に達し、一保険会社で全額を負担することは困難です。

そのため当社では危険の平均化・分散化のために、国内および海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり(出再)、逆に再保険を引き受けたり(受再)しています。これにより、毎年の損害率の安定(事業成績の安定)と引受能力の補完を図るとともに、数年・数十年に一度という異常自然災害に対しても負担を軽減し、経営の安定に万全を期しています。

なお、出再先の選定にあたっては、出再先の財務健全性を最重視しており、受再契約についても慎重な判断のもとに引受を行なっています。

## 2 約款

### 1. 約款の位置づけ

保険は目に見えない無形の商品ですから、契約の内容についてしっかりと決めておく必要があります。この取決めが約款です。

したがって約款は、保険契約の主な内容を定める重要な役割を果たし、保険会社、保険契約者、被保険者等の権利・義務の内容を定めており、お互いにこれを守る必要があります。

約款には、保険種類ごとに基本的な保険契約

の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約において「普通保険約款」の内容を一部変更したり、補足する「特約」とがあります。

また、保険契約の内容は保険契約申込書等にも具体的に記載していますが、保険契約申込書に記載された内容は、契約内容として保険会社、保険契約者の双方を拘束します。

## 2. ご契約時にご留意いただく事項

保険契約は、保険加入希望者の申込みと保険会社の承諾により成立する保険会社と保険契約者との約束ごとですから、保険のご契約に際しては、普通保険約款・特約の内容について十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても十分確認したうえでご契約いただくことが大切です。

## 3. 約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたってご留意いただく必要のある事項については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり」、「ご案内」、「普通保険約款」、「特約」

等に記載しています。

「重要事項説明書」には、お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報『契約概要』<sup>\*1</sup>、および保険会社がお客さまに対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』<sup>\*2</sup>について記載し、お客さまへご説明しています。

また、「ご契約のしおり」は主として個人のお客さまを販売対象とする保険種目についてご用意しています。

<sup>\*1</sup>『契約概要』：商品の仕組み、主な支払事由（保険金を支払う場合）、主な免責事由（保険金を支払わない場合）、特約、保険期間、保険金額、保険料、保険料の払込方法、満期返戻（へんれい）金、契約者配当金、解約返戻（へんれい）金など

<sup>\*2</sup>『注意喚起情報』：告知義務・通知義務等、責任開始期、主な免責事由（保険金を支払わない場合）、分割保険料の払込時期等、解約と解約返戻（へんれい）金など

## 3 保険料

### 1. 保険料の収受・返戻（へんれい）

お払込みいただく保険料は原則として、保険をご契約いただくと同時に保険会社が領収することになっており、保険料を領収する前に生じた損害については、保険期間が始まった後でも保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が約款において設けられています。

また、保険料分割払いのご契約についても、定められた時期までに保険料のお払込みがない場合、保険会社は保険金をお支払いできない旨の規定が設けられている場合もありますので、ご注意いただく必要があります。

保険契約が失効した場合や保険契約が解除された場合には、約款の規定に従い保険料を保険契約者にお返しします。ただし、保険契約が失効した場合に保険料をお返しできないときもありますので、約款をご確認ください。

積立保険では、満期を迎えた保険契約者に対して、契約時に定めた満期返戻（へんれい）金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、契約者配当金を計算してお支払いすることとしています。

### 2. 保険料率

当社が適用している保険料率には、次のものがあります。

- (1)「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された損害保険料率算出機構が算出し、金融庁長官に届け出た保険料率（地震保険、自動車損害賠償責任保険）。
- (2)損害保険料率算出機構が金融庁長官に届け出た純保険料率（参考純率といい、将来の保険金の支払いに充てられる部分の保険料率です）を基礎とし、当社で算出した付加保険料率（保険事業を運営するために必要な社費、代理店手数料などの経費および利潤に充てられる部分の保険料率です）をあわせた保険料率（火災保険および傷害保険の大部分）。
- (3)当社で算出し、金融庁長官の認可を受け、または金融庁長官に届け出た保険料率（賠償責任保険等）。

## 4 保険募集

### 1. 保険の募集とご契約の手続き

損害保険の募集は、通常、(1) 損害保険会社の役員もしくは使用人、(2) 損害保険代理店(以下、「代理店」といいます)またはその役員もしくは使用人によって行なわれます(現在わが国の損害保険の募集は、その多くが代理店によるものです)。

代理店は、保険会社との間で代理店委託契約を結び保険契約の締結の代理または媒介を行ない、保険料を領収することを基本的業務としています。

ご契約にあたっては、当社または当社の代理店にお申込みいただきます。保険商品の内容についての十分な説明を受け、内容をご確認いただいた後、保険契約申込書へ必要事項を記入し保険料をお払込みいただきます。当社では、お引受けした内容が事実と異なるとき、または定められた時期までに保険料のお払込みがなされないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

#### ○契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、ご契約をお申込みいただく保険商品がお客様のニーズに合った内容であることをご契約締結前にお客さまご自身にご確認いただく手続きを実施しています。

具体的には、お客様に保険商品を適切に選択・加入いただけるよう、書面(以下、「意向確認書面」といいます)による確認手続きを実施しています。

お客様にはこの「確認手続き」に際し、お時間をいただくことになりますが、ご協力をよろしくお願いします。

当社が主として取り扱う、事業活動に伴い事業者が被る損害を補償する保険商品は、「保険会社向けの総合的な監督指針」では、意向確認書面の適用対象となっていませんが、幅広く意向確認を実施するため、企業・団体のお客さまにご協力をいただいているいます。

#### ○クーリング・オフ制度について

保険期間が1年を超える個人契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリング・オフ)を行なうことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は保険契約者にお返しします。

- ・ご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、所定の要件を満たしていることを前提に、クーリング・オフを行なうことができます。

- ・クーリング・オフをされる場合には、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社あてに必ず郵送にてご通知ください。

#### ○ご契約後にご留意いただきたいこと

ご契約後において、告知した内容のうち特定のもの<sup>\*</sup>に変更が生じた場合には、当社にご通知ください。ご通知のない場合には、ご契約が解除されることや保険金をお支払いできないことがあります。

\*ご契約時にご確認いただいている「重要事項説明書」に記載の、当社へのご通知を必要としているもの。

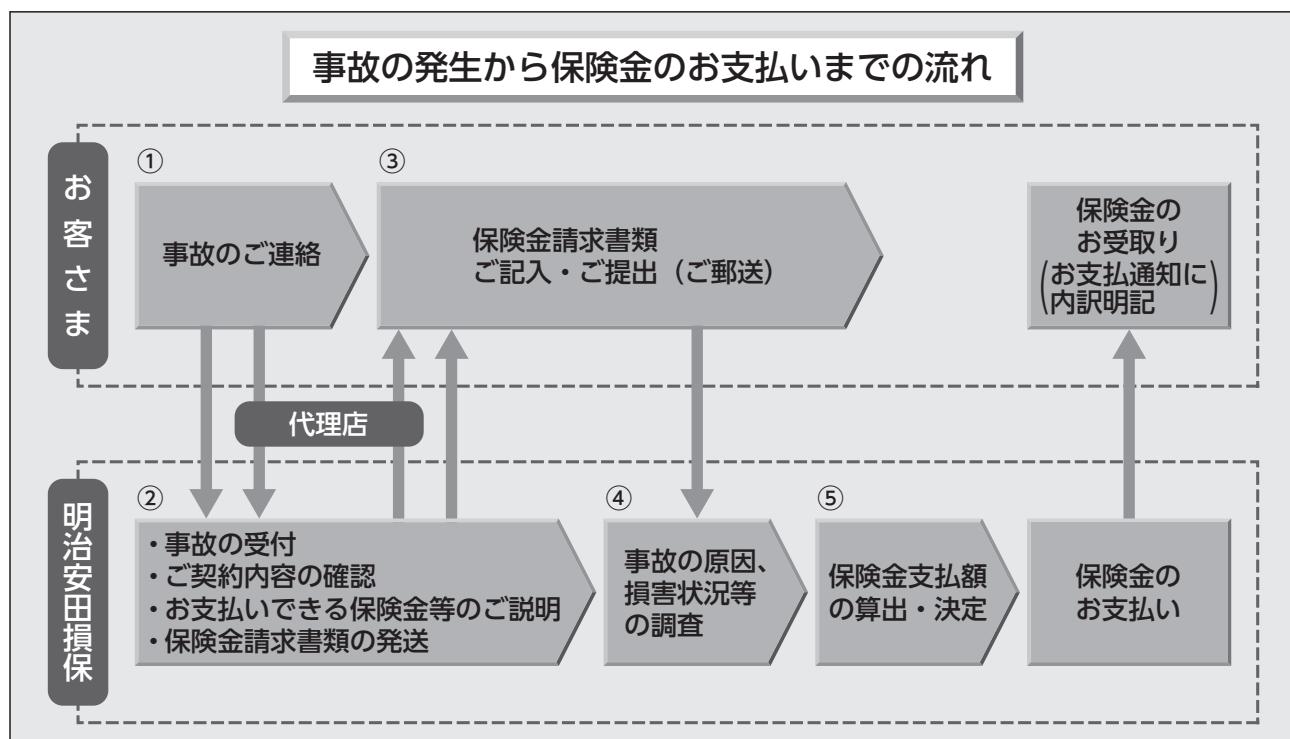
## 5 | 保険金のお支払い

### 1. 保険金のお支払いのしくみ

当社では、お客様が事故にあわれた場合、保険金請求に係わるアドバイスを適切に実施し、「迅速・親切・適正」な保険金のお支払いに努めています。

また、平成26年6月30日から、傷害保険、所得補償保険、医療保険を対象に「保険金支払ワーク

フローシステム」が新たに稼働しました。新システムでは、ご提出いただいた事故連絡票、請求書、診断書等の保険金請求書類はすべてスキャニングされ、画像により保険金支払業務を行ないます。新システム導入により、さらなるお客様満足度の向上に努めています。



#### ①事故のご連絡

事故が発生した場合は、事故の日時・場所・事故の概要などを当社または代理店へご連絡いただきます。

#### ②事故の受付と保険金請求のご案内

お客様からの事故のご連絡を受け、ご契約の内容・条件などを確認したうえ、お客様にお支払いできる可能性のある保険金、お手続きの流れ等をご案内します。

#### ③保険金請求書類のご提出

保険金のご請求に必要な書類をお取り揃えのうえ、当社へご提出いただきます。

なお、ご提出いただけていないお客様に対しましては、当社より定期的に書類提出をご案内しています。

#### ④事故の原因、損害状況等の調査

ご連絡いただいた事故内容やご提出いただいた保険金請求書類に基づき、損害状況の確認を行ないます。事故の内容によっては、お客様の同意を得たうえで、専門の鑑定人や調査機関により事故原因・損害状況・治療の経過などについての確認を行なう場合があります。

#### ⑤保険金支払額の算出と保険金のお支払い

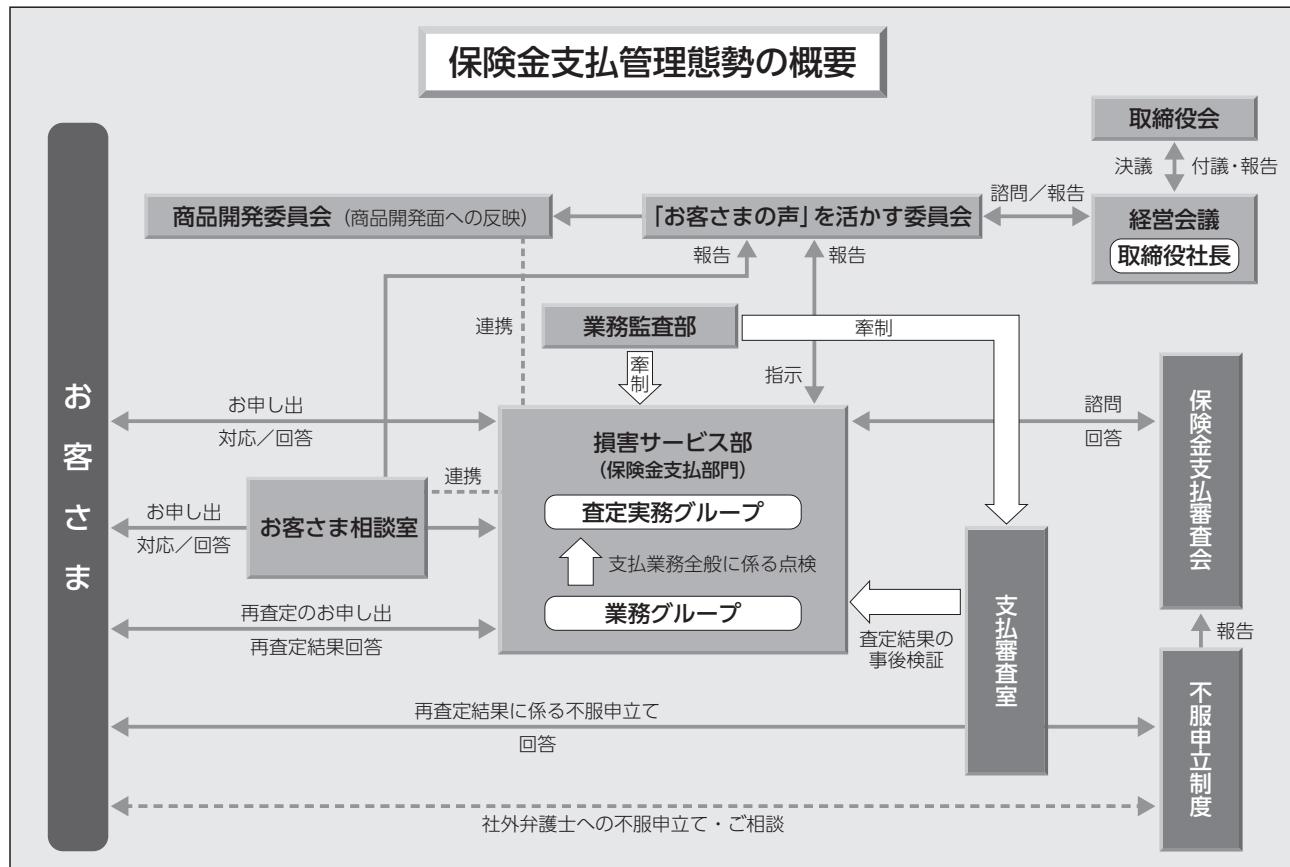
上記の調査結果に基づき、保険金額を算出しお支払いします。

また、お支払内容につきましては、お支払通知にてご案内しています。

## 2. 保険金の適切なお支払いへの取組み

当社では、「支払審査室」、「保険金支払審査会」、「保険金支払に関する不服申立制度」を設置するなど、社内および社外第三者による客観性のある

判断に基づく公平・公正な保険金支払管理態勢を整備し、保険金支払いの適切性の確保に努めています。



### ○支払審査室

保険金支払部門から独立した組織として、保険金支払部門の査定判断の適切性をはじめ、お客様の声・視点をふまえた保険金支払業務の事後検証を行なう「支払審査室」をリスク管理・コンプライアンス部内に設置しています。

### ○保険金支払審査会

再査定のお申し出をいただいた場合などの査定結果をお客さまにご回答する前に、その判断の適切性を検証する「保険金支払審査会」を設置しています。

同審査会は、社内における保険金支払部門以外のメンバーおよび社外弁護士を交え、保険金支払部門以外の視点で査定判断の適切性を検証しています。

### ○保険金支払に関する不服申立制度

保険金のお支払いに関する不服のお申し出（再査定結果に係る当社のご説明ではご納得いただけない場合）について、お客様が直接、社外弁護士に申し立てができる「保険金支払に関する不服申立制度」を設けています。

不服のお申し出があった場合は、社外弁護士がお客様の相談を受け、査定結果ならびにお申し出内容の相違点を法令・約款に照らして法的観点から整理し、論点をご説明するとともに、社外弁護士から必要に応じ、当社に対して再査定を要請します。

## 6 | 取扱商品

### 1. 販売商品の一覧

当社では、企業・団体のお客さま向けに、以下の福利厚生制度関連商品およびリスクソリューション®型商品等をご提供しています。

ここでは各商品の概要をご説明しています。保険商品の詳しい内容につきましては、約款等をご覧ください。

※明治安田損害保険では、「リスクソリューション®」の商標登録（商標登録番号：4629633号）を行なっています。

#### (1) 福利厚生制度関連商品

##### ア. 労働災害総合保険

従業員・所属員が業務上災害により被った身体の障害について、事業主が法定外補償規定や法律上の損害賠償責任に基づいて従業員・所属員またはその遺族に対して補償金・賠償金等を支払う場合に、その費用・損害について被保険者（事業主）に保険金をお支払いする保険です。大きく分けて二つの補償があります。



###### ①法定外補償保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険の上乗せ補償として事業主が支払う補償金について保険金をお支払いします。なお、特約をセットすることにより通勤中の災害についても対象にできます。

###### ②使用者賠償責任保険

業務上災害によって従業員・所属員が死亡した場合や後遺障害を被った場合、あるいは休業した場合に、政府労災保険や災害補償規定などからの給付を超えて事業主が使用者として負担する損害賠償金等について保険金をお支払いします。

##### イ. 団体傷害保険

###### ①全員加入型団体傷害保険

企業・団体が保険契約者として保険料を負

担し、急激かつ偶然な外来の事故により役員や従業員・所属員がケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等をお支払いする団体保険です。従業員・所属員の福利厚生の充実を図るために、保険金受取人を企業・団体とし、災害補償規定に基づいた災害死亡補償金、災害入院見舞金などの財源にご利用いただくほか、遺族や本人に直接保険金をお支払いすることもできます。

###### ②任意加入型団体傷害保険

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした際に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等をお支払いする自助努力型の制度運営のための団体保険です。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとって経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができ、また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります（加入者数20名以上の場合）。

##### ウ. 団体長期障害所得補償保険

###### ①全員加入型団体長期

###### 障害所得補償保険

企業・団体が保険契約者として保険料を負担し、従業員や所属員がケガや病気により就業できなくなったとき、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の喪失を長期間に



わたり補償する団体保険です。就業できない状態が続く限り退職年齢等まで補償することができます。福利厚生制度をより充実させることができます。

#### ②任意加入型団体長期障害所得補償保険

企業・団体の従業員・所属員がケガや病気により就業できなくなったとき、所得の喪失を長期間にわたり補償する自助努力型の制度運営のための団体保険です。補償対象を特定疾病にかかった場合に限定することもできます。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができます。また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります(加入者数20名以上の場合)。

### 工. 団体医療保険（任意加入型）

企業・団体の従業員・所属員とそのご家族がケガや病気により入院や手術をした際に、入院保険金や手術保険金等をお支払いする団体保険です。加入者が保険料を負担する制度のため、企業・団体にとっては経費をかけずに福利厚生制度を充実させることができます。また、加入者にとっても職場などで加入できるほか、団体割引制度適用により割安な保険料で加入できるメリットがあります(加入者数20名以上の場合)。

## (2) リスクソリューション®型商品

### ア. 取引信用保険

企業間の継続的な取引に基づく売掛債権を対象として、取引先の倒産などによって生じる貸倒れ損失について保険金をお支払いします。包括的に取引先すべてを対象とすることも、特定事業部の取引先に絞ることも可能です。また、「輸出取引信用保険」においては、輸出取引に基づく売掛債権を対象とすることができます。



### イ. 会社役員賠償責任保険（D&O保険）

会社役員が、その業務遂行のために行った行為に起因して、保険期間中に株主代表訴訟や

第三者訴訟などにより損害賠償請求された場合に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」の損害に対して保険金をお支払いします。

## (3) その他の主な取扱商品

### ア. 企業財物の保険

#### ①普通火災保険(一般)

建物や動産に生じた火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災による損害に加え、臨時に要する費用、残存物の取片づけ費用(清掃費用等のあと片づけ費用)および損害防止費用等について保険金をお支払いします。

#### ②店舗総合保険

店舗、事務所、併用住宅などの建物とその建物内の動産等について、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災による損害のほか、物体の落下・衝突、水濡れ、騒擾・労働争議、盜難、水災などによる損害について保険金をお支払いします。

#### ③建設工事保険

ビル、工場建物、住宅などの建物の建築工事や増改築工事に関する保険です。工事の着工から引渡しまでの間に、工事現場で生じる不測かつ突発的な事故によって、工事の対象、工事用材料等に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

#### ④機械保険

機械設備を対象とした保険です。従業員の誤操作・電気的事故・物体の落下など不測かつ突発的な事故によって、機械設備に損害が生じた場合、その修理費や再取得費用について保険金をお支払いします。

### イ. 賠償責任の保険

#### ①施設所有(管理)者賠償責任保険

工場、事務所、店舗などの各種施設の構造上の欠陥や管理の不備による偶然な事故、またはその施設を拠点としてその内外で行なう業務の遂行中に生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

#### ②生産物賠償責任保険

被保険者(保険の補償を受ける人)が生産または販売した物(生産物)が他人に引き渡された後、あるいは被保険者が行なった仕事が終了

した後、その生産物もしくは仕事の結果によって生じる偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

### ③請負業者賠償責任保険

ビル建設、道路建設、土木工事などの請負業者が行なう仕事の遂行中に生じる偶然な事故、または請負作業を行なうため被保険者(保険の補償を受ける人)が所有、使用、管理している施設の欠陥や管理の不備による偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。

## ウ. 地震保険

居住用建物および家財について、地震、噴火、津波によって生じた火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象が損害を被った場合に保険金をお支払いします。ご希望されない場合を除き各種火災保険とセットで契約し、基本契約の30%～50%に相当する額の範囲内で地震保険金額(他の地震保険契約を含め建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります)を設定します。

## 2. 主な商品の開発・改定状況

当社において、平成17年4月以降実施した主な商品(特約を含む)の開発・改定状況は以下のとおりです。

年月		主な商品の開発・改定状況
平成17年	4月	地震保険長期係数の改定
	7月	労働災害総合保険「業務外補償費用担保特約」等の発売
	11月	医療保険「疾病入院支援特約」「疾病入院初期費用特約」等の発売
平成18年	8月	傷害保険「地方公務員賠償責任担保特約」の発売
	10月	火災保険の商品・料率改定
平成19年	4月	火災保険長期係数の改定
	10月	傷害保険の商品・料率改定 地震保険の料率改定
平成22年	1月	火災保険・地震保険の商品・料率改定
	4月	傷害保険・新種保険等の商品改定
	10月	傷害保険の料率改定
平成23年	4月	輸出取引信用保険の発売
平成24年	4月	団体長期障害所得補償保険の商品改定
	10月	特定3疾病による就業障害のみ補償特約付団体長期障害所得補償保険の商品改定
平成25年	10月	傷害保険・火災保険・新種保険の約款改定(暴力団排除条項の導入) 傷害保険の商品・料率改定

### 3. リスクソリューション®サービス

企業は、自らを取り巻くリスクを管理し(リスクマネジメント)、これらのリスクが顕在化しないよう予防・排除の対策を講じ(リスクコントロール)、残ったリスクに対しては、保険等による外部へのリスク移転や、積立金や準備金等によるリスク保有で対応します(リスクファイナンス)。

当社では、リスクマネジメントによる「保険へのリスク移転」の手法を一步進めた「リスクソリューション®」<sup>\*1</sup>というサービス・コンセプトを日本においていち早く打ち出し、専門部署を設置するとともに、企業のリスク課題に対し、コンサルティングを含む保険商品・サービスのご提供を通じてソリューション(解決策)をご提供しています。

現在、法人のお客さまの与信管理の充実に役立つ「取引信用保険」や「輸出取引信用保険」(信用リスク分野)、経営者のみなさまの賠償責任リスクに対応する「会社役員賠償責任保険(D&O保険)」等(オペレーションリスク分野)を、当社独自のリスクソリューション®型商品として開発、販売しています。<sup>\*2</sup>

\*1 「リスクソリューション®」は明治安田損害保険の登録商標です(商標登録番号:4629633号)。

\*2 商品内容についてはP.40をご参照ください。

### 4. 代理店の役割と業務内容

代理店は、お客様のニーズを的確に把握し、適切な商品をご提供するなど、お客様と保険会社を結ぶ重要な役割を担っています。

代理店は、当社との代理店委託契約に基づき委託された保険種類について、当社を代理して主に次の業務を行ないます。

- ・保険契約の締結
- ・保険契約の変更・解約等のお申し出の受付
- ・保険料の領収または返還
- ・保険料領収証の発行および交付ならびに保険証券の交付
- ・保険の対象の調査
- ・保険契約の維持・管理に関連する事項
- ・保険契約の満期更改業務 等

### 5. 損害保険代理店制度および募集態勢

保険会社は「保険業法」をはじめその他の法令や、金融庁・管轄財務局の監督に基づき、代理店に適正な保険契約の募集および業務遂行を指導することが求められています。

損害保険代理店制度は、お客さまサービスの充実ならびに代理店の資質の向上等を目的とする制度で、各損害保険会社が独自の制度を運営しています。

当社においては、法人専門損害保険会社として、お客さまに最適な商品と最優のサービスを提供するために、代理店の高度な業務能力と保険募集における適正な業務遂行を確保するため、以下の代理店教育・管理・指導を行なっています。

#### <代理店登録>

損害保険の募集を行なうことができる者の範囲は、保険業法により「損害保険会社の役員もしくは使用人」と「損害保険代理店またはその役員もしくは使用人」とされています。損害保険代理店は、保険会社と代理店委託契約を結んだ後、内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員もしくは使用人として保険の募集に従事する者は、内閣総理大臣に届け出る必要があります。

#### <代理店教育>

当社の代理店教育は、お客様のさまざまなニーズにお応えし、充実したサービスを提供できる代理店の育成を主眼としています。損害保険代理店資格試験制度を通じた代理店の知識レベルの確保と向上、各種の情報提供や代理店商品教育・研修の施策を通じた募集コンプライアンス、商品・引受知識、事務・事故対応サポートなど、業務対応力の一層の向上を目指して教育を行なっています。

なお、一般社団法人日本損害保険協会が実施している「損害保険募集人一般試験」は、損害保険の基礎や募集コンプライアンスなどに関する「基礎単位」と、「自動車保険」、「火災保険」、「傷害疾病保険」に関する商品単位(3単位)により構成されており、各単位は5年ごとの更新制となっていま

す。各社は業界自主ルールとして、「基礎単位」の合格を保険募集のための要件(登録・届出要件)としており、平成25年12月以降は自動車保険、火災保険または傷害疾病保険に関する商品説明(概要を含む)、意向確認または契約締結のいずれかを行なおうとする募集人は、その取扱種目に応じた「商品単位」に合格しなければ、当該保険商品の取扱いができないこととしています。当社においても、各募集人の資格取得・資格更新状況を管理しており、無資格募集等が発生しないよう、ルールを遵守した取組みを行なっています。また、平成24年7月以降、「損害保険募集人一般試験」に合格した募集人が、損害保険募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを目指す仕組みとして「損害保険大学課程」を実施しています。

### <代理店管理>

当社の代理店管理は、お客さまの利益を損なうことがないよう、適正な代理店業務が行なわれることを目的としています。契約内容・契約取扱状況確認等を通じた適切な代理店管理を行なうとともに、担当者による代理店監査・点検フォローの実施を通じた代理店業務のモニタリングに努めています。

### <代理店指導>

当社の代理店指導は、常にお客さまの立場に立ち、適切な保険販売が行なわれることを目的として実施しています。商品引受業務、募集コンプライアンス、事務取扱い等に関する指導を通じ、適切な代理店業務の定着化を図るとともに、保険募集のさらなる適正化を推進するため、代理店に対する個別指導を行なっています。

### <代理店数>

平成26年3月31日現在、当社の委託代理店は541店です。

# 業績データ

## «事業の概況»

### 1 保険の引受

#### 1. 保険料・一人当たり保険料

##### (1) 正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	425	3.1		519	3.6	416	2.9
海 上	39	0.3		35	0.2	39	0.3
傷 害	11,197	80.7		11,297	79.0	11,388	78.5
自 動 車	2	0.0		△35	△0.2	△4	△0.0
自動車損害賠償責任	809	5.8		879	6.1	980	6.8
そ の 他	1,393	10.1		1,604	11.2	1,691	11.7
合 計	13,868	100.0		14,300	100.0	14,511	100.0

(注) 正味収入保険料は、元受・受再契約に係る収入保険料から出再契約に係る支払再保険料を控除したものです。

##### (2) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	743	5.0		670	4.5	614	4.1
海 上	3	0.0		2	0.0	1	0.0
傷 害	11,670	78.8		11,731	78.1	11,830	78.6
自 動 車	△0	△0.0		△0	△0.0	△0	△0.0
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	2,394	16.2		2,621	17.4	2,611	17.3
合 計	14,811	100.0		15,026	100.0	15,058	100.0
うち収入積立保険料	69	0.5		38	0.3	7	0.0
従業員一人当たり元受正味保険料 (含む収入積立保険料)	86			83		83	

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)は、元受保険料から元受解約返戻金・その他返戻金を差し引いた金額です。(積立保険の積立保険料部分を含みます)

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) =  $\frac{\text{元受正味保険料(含む収入積立保険料)}}{\text{従業員数}}$

## 2. 受再正味保険料の額および支払再保険料の額

### (1) 受再正味保険料

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	19	2.0		807	44.2	360	24.1
海 上	42	4.4		38	2.1	44	3.0
傷 害	—	—		—	—	—	—
自 動 車	2	0.3		2	0.1	2	0.2
自動車損害賠償責任	809	83.6		879	48.2	980	65.7
そ の 他	94	9.8		97	5.3	105	7.0
合 計	969	100.0		1,825	100.0	1,492	100.0

### (2) 支払再保険料

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	267	14.5		919	36.6	551	27.1
海 上	6	0.4		5	0.2	6	0.3
傷 害	473	25.7		434	17.3	441	21.7
自 動 車	—	—		37	1.5	6	0.3
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	1,095	59.4		1,115	44.4	1,025	50.5
合 計	1,843	100.0		2,512	100.0	2,032	100.0

## 3. 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	117			94		55	
海 上	5			5		4	
傷 害	24			23		20	
自 動 車	—			—		—	
自動車損害賠償責任	18			20		22	
そ の 他	10			17		6	
合 計	176			161		110	

(注) 解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額を表示しています。

## 4. 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

### (1) 正味支払保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	736	12.2		180	3.4	159	2.9
海 上	33	0.6		17	0.3	49	0.9
傷 害	3,808	63.0		3,708	70.1	3,748	69.5
自 動 車	101	1.7		△32	△0.6	104	1.9
自動車損害賠償責任	1,155	19.1		1,150	21.8	1,083	20.1
そ の 他	211	3.5		265	5.0	246	4.6
合 計	6,048	100.0		5,290	100.0	5,392	100.0

(注) 正味支払保険金は、元受正味保険金と他の保険会社へ再保険で支払った受再保険金の合計額から、出再先の保険会社から受け取る回収再保険金を控除した保険金です。

### (2) 元受正味保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	597	12.3		196	4.3	154	3.5
海 上	1	0.0		0	0.0	0	0.0
傷 害	3,949	81.2		3,839	83.2	3,877	86.9
自 動 車	99	2.0		274	6.0	145	3.3
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	214	4.4		303	6.6	283	6.4
合 計	4,862	100.0		4,614	100.0	4,460	100.0

## 5. 受再正味保険金の額および回収再保険金の額

### (1) 受再正味保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	564	31.3		19	1.6	87	7.0
海 上	32	1.8		17	1.5	50	4.1
傷 害	—	—		—	—	—	—
自 動 車	3	0.2		3	0.3	3	0.3
自動車損害賠償責任	1,155	64.1		1,150	96.1	1,083	87.6
そ の 他	47	2.7		5	0.4	12	1.0
合 計	1,803	100.0		1,197	100.0	1,237	100.0

### (2) 回収再保険金

(単位：百万円、%)

種目	年 度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災	425	68.8		35	6.8	82	27.1
海 上	0	0.1		0	0.1	0	0.1
傷 害	140	22.8		131	25.2	128	42.1
自 動 車	0	0.1		310	59.6	44	14.5
自動車損害賠償責任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	50	8.2		42	8.2	49	16.2
合 計	617	100.0		521	100.0	305	100.0

## 6. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	186.1	123.0	309.1	43.0	115.4	158.5	43.6	101.3	144.9
海 上	85.6	110.1	195.7	49.2	93.1	142.3	127.6	68.3	195.9
傷 害	38.8	46.2	85.0	37.5	45.9	83.4	38.1	47.0	85.1
自 動 車	4,085.2	564.1	4,649.3	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	142.7	—	142.7	130.9	—	130.9	110.5	—	110.5
そ の 他	18.7	89.7	108.4	19.2	80.6	99.8	17.1	63.1	80.2
合 計	48.3	50.5	98.8	41.3	49.8	91.1	41.8	47.4	89.2

(注) 1. 正味損害率 =  $\frac{\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}}{\text{正味収入保険料}}$ 2. 正味事業費率 =  $\frac{\text{諸手数料} + \text{集金費} + \text{保険引受に係る営業費} + \text{一般管理費}}{\text{正味収入保険料}}$ 

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

## 7. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：%)

種 目	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	65.2	101.0	166.2	—	—	—	18.0	34.4	52.4
海 上	68.9	93.6	162.5	57.4	78.6	136.0	95.3	60.4	155.7
傷 害	39.8	45.9	85.6	37.4	45.6	83.0	38.2	46.4	84.6
( 医 療 )	(47.1)			(50.1)			(48.9)		
( が ん )	( — )			( — )			( — )		
( 介 護 )	( — )			( — )			( — )		
( そ の 他 )	(36.7)			(32.0)			(33.6)		
自 動 車	458.6	514.6	973.1	△1,309.5	191.7	△1,117.8	20.4	307.2	327.6
そ の 他	17.4	55.7	73.1	12.8	56.1	68.9	48.2	46.0	94.2
合 計	37.0	49.8	86.8	34.8	56.1	91.0	37.7	45.0	82.7

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率 =  $\frac{\text{出再控除前の発生損害額} + \text{損害調査費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$ 3. 事業費率 =  $\frac{\text{支払諸手数料} + \text{集金費} + \text{保険引受に係る営業費} + \text{一般管理費}}{\text{出再控除前の既経過保険料}}$ 

4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

## 8. 未収再保険金の額

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 年度開始時の未収再保険金	121 (39)	270 (37)	120 (38)
② 当該年度に回収できる事由が発生した額	342 (42)	516 (43)	299 (47)
③ 当該年度回収等	193 (45)	665 (42)	322 (47)
④ ①+②-③=年度末の未収再保険金	270 (37)	120 (38)	97 (37)

(注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

## 9. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

年 度 区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国 内 契 約	100.0	100.0	100.0
海 外 契 約	0.0	0.0	0.0

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

## 10. 出再を行なった再保険者の数

年 度 区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出再先保険会社の数	13 (1)	20 (1)	15 (2)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プールを含む)を対象にしています。

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

## 11. 出再保険料の上位5社の割合

(単位：%)

年 度 区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出再保険料のうち 上位5社の出再先に集中している割合	76.54 (99.39)	79.64 (99.35)	74.83 (99.67)

(注) ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

## 12. 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

年 度	格付区分	A以上	BBB以上	その他 ( 格付なし・ 不明・BB以下 )	合計
平成25年度		100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
平成24年度		100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)
平成23年度		100 (100)	0 (0)	0 (0)	100 (100)

- (注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プールを除く)を対象としています。格付区分は、スタンダード&プアーズ社(S&P社)の格付を使用し、同社の格付がない場合はAM Best社の格付を使用しています。  
 2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります)

## 13. 保険引受利益

(単位：百万円)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保 険 引 受 収 益	14,654	16,019	14,830
保 険 引 受 費 用	10,046	10,821	9,696
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,302	4,249	4,056
そ の 他 収 支	△16	0	10
保 険 引 受 利 益	289	949	1,087

- (注) 1. 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書に記載の平成23年度4,392百万円、平成24年度4,336百万円、平成25年度4,136百万円のうち保険引受に係る金額です。  
 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

### 【保険種目別保険引受利益】

(単位：百万円)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
火 災	△377	△391	△87
海 上	△32	△20	△31
傷 害	1,061	1,603	1,299
自 動 車	△43	△71	△14
自動車損害賠償責任	—	—	—
そ の 他	△320	△170	△77
合 計	289	949	1,087

## 14. 契約者配当

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えた保険契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、毎月の満期契約毎に契約者配当金を計算してお支払いします。

なお、平成25年度に満期を迎えたご契約につきましては、長引く低金利情勢の影響もあり、契約者配当金はございませんでした。

## 15. 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額</li> <li>○経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>
経常利益の減少額	136百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 一百万円

## 2 資産運用の状況

### 1. 資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区分	年 度	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総 資 産	80,753	100.0		80,115	100.0	80,611	100.0
運 用 資 産	75,967	94.1		75,823	94.6	76,041	94.3
預 貯 金	2,079	2.6		2,953	3.7	2,506	3.1
コールローン	—	—		—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—		—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—		—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—		—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—		—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—		—	—	—	—
有 価 証 券 ( う ち 株 式 )	70,232 (1)	87.0 (0.0)		69,251 (1)	86.4 (0.0)	69,967 (1)	86.8 (0.0)
貸 付 金	10	0.0		1	0.0	—	—
土 地 ・ 建 物	3,645	4.5		3,616	4.5	3,568	4.4

## 2. 利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円、%)

区分	年 度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り	
預 貯 金		0	0.00	0	0.00	0	0.00	
コ ー ル ロ ー ン		—	—	—	—	—	—	
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—	
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—	
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—	
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—	
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—	
有 価 証 券	643	0.93	610	0.89	566	0.82		
貸 付 金	0	2.20	0	1.53	0	1.58		
土 地 ・ 建 物	151	4.09	136	3.74	121	3.36		
小 計	795	1.06	747	1.00	687	0.92		
地 震 保 険 運 用 益 等	3	—	1	—	0	—		
合 計	798	—	748	—	688	—		

(注) 1. 運用資産利回り(インカム利回り) =  $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{月平均運用額}}$

2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしています。  
ただし、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金および買入金銭債権は各月平均残高の合計額を12で除したものとしています。

時価会計導入を機に、業界として損害保険会社の開示利回りのあり方を見直した結果、従来の運用資産利回り(インカム利回り)のみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、以下の二つの利回りを開示しています。

### (1) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標です。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りです。

### (2) (参考) 時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

それぞれの利回りにつきましては、項目3、項目4を参照ください。

### 3. 資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円、%)

区分	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯 金	0	2,053	0.00	0	2,294	0.00	0	2,006	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券 (公社債)	643 (642)	69,343 (69,342)	0.93 (0.93)	611 (611)	68,768 (68,766)	0.89 (0.89)	566 (564)	69,419 (69,418)	0.82 (0.81)
（株式）	(0)	(1)	(13.48)	(0)	(1)	(20.00)	(1)	(1)	(137.39)
（外国証券）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
（その他の証券）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
貸付金	0	12	2.20	0	4	1.53	0	0	1.58
土地・建物	151	3,709	4.09	136	3,644	3.74	121	3,618	3.36
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	3	—	—	1	—	—	0	—	—
合計	798	75,119	1.06	749	74,711	1.00	688	75,044	0.92

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り) =  $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{月平均運用額}}$

2. 月平均運用額は区分毎の各月末残高(取得原価または償却原価)の合計額を12で除したものとしています。

ただし、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金および買入金銭債権は各月平均残高の合計額を12で除したものとしています。

### 4. (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円、%)

区分	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金	0	2,053	0.00	0	2,294	0.00	0	2,006	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券 (公社債)	993 (992)	69,758 (69,757)	1.42 (1.42)	1,070 (1,070)	69,532 (69,531)	1.54 (1.54)	341 (339)	70,642 (70,641)	0.48 (0.48)
（株式）	(0)	(1)	(13.48)	(0)	(1)	(20.00)	(1)	(1)	(137.39)
（外国証券）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
（その他の証券）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
貸付金	0	12	2.20	0	4	1.53	0	0	1.58
土地・建物	151	3,709	4.09	136	3,644	3.74	121	3,618	3.36
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	3	—	—	1	—	—	0	—	—
合計	1,148	75,533	1.52	1,207	75,475	1.60	463	76,268	0.61

(注) 時価総合利回り =  $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額} - \text{前期末評価差額}) + \text{継延ヘッジ損益増減}}{\text{月平均運用額} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額} + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$

\* 税効果控除前の金額による

## 5. 海外投融資残高および利回り

該当事項はありません。

## 6. 保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年 度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り	運用資産 利回り (インカム 利回り)	資産運用 利回り (実現 利回り)	(参考) 時価総合 利回り
公社債	0.93	0.93	1.42	0.89	0.89	1.54	0.81	0.81	0.48	
株式	13.48	13.48	13.48	20.00	20.00	20.00	137.39	137.39	137.39	
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	0.93	0.93	1.42	0.89	0.89	1.54	0.82	0.82	0.48	

(注) 1. 「区分」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」、および「社債」を指しています。

2. 運用資産利回り(インカム利回り)は、P.51の項目2と同様の方法により算出したものです。

3. 資産運用利回り(実現利回り)は、P.52の項目3と同様の方法により算出したものです。

4. 時価総合利回りは、P.52の項目4と同様の方法により算出したものです。

## 7. 公共関係投融資（新規引受ベース）

該当事項はありません。

## 8. ローン金利

(単位：%)

貸付の種類	実施日(上段) / 利率(下段)								
	平成25年 4月1日	平成25年 4月10日	平成25年 5月10日	平成25年 6月11日	平成25年 7月10日	平成25年 8月9日	平成25年 10月10日	平成26年 1月10日	平成26年 2月12日
一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	1.15	1.20	1.25	1.30	1.35	1.30	1.20	1.25	1.20

## 3 特別勘定に関する指標

該当事項はありません。

## 4

## 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

区分	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	64,885	66,534	66,947
資本金又は基金等	56,072	56,644	56,795
価格変動準備金	75	86	97
危険準備金	34	53	34
異常危険準備金	7,229	7,682	8,107
一般貸倒引当金	0	0	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	688	1,100	898
土地の含み損益	532	515	569
払戻積立金超過額	—	—	—
負債性資本調達手段等	—	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—	—
控除項目	—	—	—
その他	252	451	445
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2} + R_5 + R_6$	2,712	2,624	2,577
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	1,621	1,650	1,684
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—	—	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	14	11	9
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	1,430	1,309	1,260
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	70	68	67
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	469	442	400
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	4,783.3	5,070.5	5,195.5

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

#### 〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいいます。

- ① 保険引受け上の危険:保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)  
(一般保険リスク)  
(第三分野保険の保険リスク)
- ② 予定利率上の危険:実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険  
(予定利率リスク)
- ③ 資産運用上の危険:保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等  
(資産運用リスク)
- ④ 経営管理上の危険:業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの  
(経営管理リスク)
- ⑤ 巨大災害に係る危険:通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険  
(巨大災害リスク)

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定期等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

# 《経理の概況》

## 1 | 計算書類等

### 1. 貸借対照表

(単位: 百万円、%)

科 目	年 度		平成23年度 (平成24年3月31日現在)		平成24年度 (平成25年3月31日現在)		平成25年度 (平成26年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
<b>(資産の部)</b>								
現 金 及 び 預 貯 金	2,083	2.58	2,957	3.69	2,510	3.11		
現 金	4		3		4			
預 貯 金	2,079		2,953		2,506			
有 価 証 券	70,232	86.97	69,251	86.44	69,967	86.80		
国 債	57,564		63,891		68,273			
地 方 債	2,955		1,553		1,010			
社 会 債	9,711		3,805		682			
株 式	1		1		1			
貸 付 金	10	0.01	1	0.00	—	—		
保 険 約 款 貸 付	10		1		—	—		
有 形 固 定 資 産	3,681	4.56	3,651	4.56	3,643	4.52		
土 地	2,593		2,593		2,593			
建 物	1,051		1,022		974			
その他の有形固定資産	35		34		75			
無 形 固 定 資 産	1,601	1.98	1,360	1.70	1,689	2.10		
ソ フ ト ウ エ ア	1,594		1,353		1,024			
その他の無形固定資産	6		6		665			
そ の 他 資 産	2,319	2.87	2,359	2.95	2,285	2.83		
未 収 保 険 料	0		0		—	—		
代 理 店 貸	1,573		1,626		1,641			
共 同 保 険 貸	59		57		62			
再 保 険 貸	117		153		116			
外 国 再 保 険 貸	170		26		7			
未 収 金	16		10		6			
未 収 収 益	145		129		131			
預 託 金	0		0		0			
地 震 保 険 預 託 金	65		73		78			
仮 払 金	169		282		239			
緑 延 税 金 資 産	825	1.02	533	0.67	515	0.64		
貸 倒 引 当 金	△0	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00		
資 产 の 部 合 計	80,753	100.00	80,115	100.00	80,611	100.00		

(単位：百万円、%)

科 目	年 度	平成23年度 (平成24年3月31日現在)		平成24年度 (平成25年3月31日現在)		平成25年度 (平成26年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
<b>(負債の部)</b>							
保 险 契 約 準 備 金		21,679	26.85	20,053	25.03	19,977	24.78
支 払 備 金		5,279		5,304		5,511	
責 任 準 備 金		16,400		14,748		14,465	
そ の 他 負 債		2,167	2.68	1,965	2.45	2,189	2.72
共 同 保 险 借		128		121		109	
再 保 险 借		24		29		19	
外 国 再 保 险 借		199		238		159	
未 払 法 人 税 等		377		138		484	
預 り 金		139		138		106	
前 受 収 益		11		11		8	
未 払 金		683		631		601	
仮 受 金		602		657		701	
賞 与 引 当 金		120	0.15	110	0.14	104	0.13
特 别 法 上 の 準 備 金		75	0.09	86	0.11	97	0.12
価 格 変 動 準 備 金		75		86		97	
<b>負 債 の 部 合 計</b>		<b>24,043</b>	<b>29.77</b>	<b>22,215</b>	<b>27.73</b>	<b>22,369</b>	<b>27.75</b>
<b>(純資産の部)</b>							
資 本 本 金		52,000	64.39	52,000	64.91	52,000	64.51
資 本 剰 余 金		1,455	1.80	1,455	1.82	1,455	1.80
資 本 準 備 金		1,455		1,455		1,455	
利 益 剰 余 金		2,725	3.38	3,597	4.49	4,096	5.08
利 益 準 備 金		2,085		2,106		2,188	
そ の 他 利 益 剰 余 金		640		1,490		1,908	
繰 越 利 益 剰 余 金		640		1,490		1,908	
株 主 資 本 合 計		56,180	69.57	57,052	71.21	57,551	71.39
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		529	0.66	846	1.06	690	0.86
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		529	0.66	846	1.06	690	0.86
<b>純 資 産 の 部 合 計</b>		<b>56,710</b>	<b>70.23</b>	<b>57,899</b>	<b>72.27</b>	<b>58,242</b>	<b>72.25</b>
<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>		<b>80,753</b>	<b>100.00</b>	<b>80,115</b>	<b>100.00</b>	<b>80,611</b>	<b>100.00</b>

## 貸借対照表の注記(平成25年度)

(注) 1. 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

①満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。

②その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

③その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

(2) 有形固定資産の減価償却は定率法により行っています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法により行っています。

(3) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。

(5) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、勘定科目主管部が資産査定を実施し、当該部から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(6) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

(7) 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(8) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資産の運用にあたり、安全性・健全性・流動性に留意しつつ、公社債を中心とする円金利資産ポートフォリオの構築をめざし、中長期的に安定収益を確保することを基本方針としております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、国内の公社債を中心とする有価証券であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しております。これらは、金利リスクを中心とした市場関連リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、未払金その他の金融負債の支払など資金管理に関して流動性リスクに晒されております。なお、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

③金融商品に係るリスク管理体制

(i) 市場関連リスクの管理

当社は、資産運用リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め資産運用リスク管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会に取組み状況を報告しています。

金利リスクの管理にあたっては、積立保険等の保険負債の特性に則した安定的な資産運用がはかられるよう、資産・負債の総合的管理に努めております。また、資産運用は、取締役会等で決定された資産運用計画に基づき行われ、運用資産の残高及び損益状況を一元的に管理することを通して価格変動リスクのコントロールを図っております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の予測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。

(ii) 信用リスクの管理

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとにリスクを慎重に見極め、安全性・健全性が高いと判断される対象先に限定して投融資を行っております。保有資産全体の安全性・健全性に鑑み、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう運用先の分散を図るとともに、とくに一定額以上の投融資や重要度の高い案件については、経営会議等で検討のうえ、決裁する体制となっております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスク管理統括部署をリスク管理・コンプライアンス部と定め流動性リスク管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会に取組み状況を報告しています。また、低流動性資産の運用制限、大口資金移動の事前把握等により、手元流動性水準を的確にコントロールしております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	2,510	2,510	—
②有価証券			
満期保有目的の債券	14,788	15,664	875
その他有価証券	55,177	55,177	—
③代理店貸	1,641	1,641	—
<b>資産計</b>	<b>74,118</b>	<b>74,994</b>	<b>875</b>

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

## 資産

## ①現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## ②有価証券

これらの時価については、期末日の市場価格等によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

(i) 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	14,788	15,664	875
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—
<b>合 計</b>		<b>14,788</b>	<b>15,664</b>	<b>875</b>

(ii) その他有価証券の当事業年度中の売却額は150百万円であり、売却益の合計額は0百万円であります。また、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	53,346	52,346	1,000
	株式	—	—	—
	小計	53,346	52,346	1,000
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	1,831	1,833	△2
	株式	—	—	—
	小計	1,831	1,833	△2
<b>合 計</b>		<b>55,177</b>	<b>54,179</b>	<b>998</b>

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。

(iii) 上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

(iv) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## ③代理店貸

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであります、「資産② 有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

非上場株式(貸借対照表計上額1百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金				
預貯金	2,506	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	5,060	8,820
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	8,375	26,414	16,942	—
地方債	1,000	—	—	—
社債	520	160	—	—
代理店貸	1,641	—	—	—
合計	14,043	26,574	22,002	8,820

## 3. 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸等不動産の時価に関する事項

当社では、東京都にある本社ビルにおいて一部賃貸をしており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,041百万円、時価は1,339百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、社外の不動産鑑定士による鑑定評価によっております。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。

## 4. 有形固定資産の減価償却累計額は1,885百万円であります。

## 5. 関係会社に対する金銭債権の総額は0百万円、金銭債務の総額は509百万円であります。

## 6. 繰延税金資産の総額は3,312百万円、繰延税金負債の総額は400百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は2,397百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、責任準備金2,634百万円、支払備金400百万円及びソフトウェア201百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額金307百万円、自動車損害賠償責任保険にかかる責任準備金93百万円であります。

法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正は次のとおりであります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。

これに伴い、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.33%から30.78%となります。

この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)が純額で64百万円減少し、当期純利益は64百万円減少しております。

## 7. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	6,130百万円
同上にかかる出再支払備金	1,026百万円
差引 (イ)	5,104百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	407百万円
計 (イ+口)	5,511百万円

## 7. (2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	7,356百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,885百万円
差引 (イ)	5,470百万円
その他の責任準備金 (口)	8,995百万円
計 (イ+口)	14,465百万円

## 8. 1株当たりの純資産額は145,606円17銭であります。

算定上の基礎である純資産額は58,242百万円、普通株式の期末株式数は400千株であります。

## 9. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

## 10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
経 常 収 益		15,390	16,745	15,500
保 険 引 受 収 益		14,654	16,019	14,830
正 味 収 入 保 険 料		13,868	14,300	14,511
収 入 積 立 保 険 料		69	38	7
積 立 保 険 料 等 運 用 益		66	28	28
責 任 準 備 金 戻 入 額		650	1,651	282
為 替 差 益		—	—	0
資 産 運 用 収 益		732	721	660
利 息 及 び 配 当 金 収 入		798	748	688
有 価 証 券 売 却 益		—	1	0
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		△66	△28	△28
そ の 他 経 常 収 益		4	3	9
経 常 費 用		14,441	15,158	13,835
保 険 引 受 費 用		10,046	10,821	9,696
正 味 支 払 保 険 金		6,048	5,290	5,392
損 害 調 査 費		651	616	669
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		2,704	2,870	2,819
満 期 返 戻 金		483	2,017	607
支 払 備 金 繰 入 額		158	25	207
為 替 差 損		0	0	—
そ の 他 保 険 引 受 費 用		0	0	0
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		4,392	4,336	4,136
そ の 他 経 常 費 用		2	0	2
そ の 他 の 経 常 費 用		2	0	2
経 常 利 益		949	1,586	1,664
特 別 利 益		5	—	—
そ の 他 特 別 利 益		5	—	—
特 別 損 失		58	12	12
固 定 資 産 処 分 損		46	1	1
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		12	11	10
価 格 変 動 準 備 金		12	11	10
税 引 前 当 期 純 利 益		895	1,574	1,652
法 人 税 及 び 住 民 税		663	443	657
法 人 税 等 調 整 額		△28	150	87
法 人 税 等 合 計		635	593	745
当 期 純 利 益		260	980	907

### 損益計算書の注記(平成25年度)

(注) 1. 関係会社との取引による収益総額は122百万円、費用総額は1,074百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	16,543百万円
支払再保険料	2,032百万円
差 引	14,511百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	5,698百万円
回収再保険金	305百万円
差 引	5,392百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	3,388百万円
出再保険手数料	568百万円
差 引	2,819百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	947百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	734百万円
差 引 (イ)	213百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額 (口)	△5百万円
計 (イ+口)	207百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	△898百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△871百万円
差 引 (イ)	△26百万円
その他の責任準備金繰入額 (口)	△256百万円
計 (イ+口)	△282百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	566百万円
貸付金利息	0百万円
不動産賃貸料	121百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	688百万円

3. 1株当たりの当期純利益金額は2,269円05銭であります。

算定上の基礎である当期純利益金額及び普通株式に係る当期純利益金額は907百万円、普通株式の期中平均株式数は400千株であります。

潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 貸借対照表の推移

(単位：百万円)

科 目		年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
資産の部	現 金 及 び 預 貯 金		2,256	8,795	2,083	2,957	2,510
	有 価 証 券		85,865	62,661	70,232	69,251	69,967
	貸 付 金		14	13	10	1	—
	有 形 固 定 資 産		3,787	3,763	3,681	3,651	3,643
	無 形 固 定 資 産		2,319	2,005	1,601	1,360	1,689
	そ の 他 資 産		2,755	2,881	2,319	2,359	2,285
	繰 延 税 金 資 産		647	882	825	533	515
	貸 倒 引 当 金		△0	△0	△0	△0	△0
資産の部合計			97,645	81,003	80,753	80,115	80,611
負債及び純資産の部	保 険 契 約 準 備 金		22,349	22,172	21,679	20,053	19,977
	そ の 他 負 債		2,437	2,295	2,167	1,965	2,189
	賞 与 引 当 金		148	129	120	110	104
	特 別 法 上 の 準 備 金		51	63	75	86	97
	価 格 変 動 準 備 金		51	63	75	86	97
	負債の部合計		24,987	24,660	24,043	22,215	22,369
	資 本 金		52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	資 本 剰 余 金		8,730	1,455	1,455	1,455	1,455
	利 益 剰 余 金		11,442	2,623	2,725	3,597	4,096
	( 繰越利益剰余金 )		(11,228)	( 569)	( 640)	( 1,490)	( 1,908)
	株 主 資 本 合 計		72,172	56,078	56,180	57,052	57,551
	その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等合計		486	264	529	846	690
純資産の部合計			486	264	529	846	690
負債及び純資産の部合計			97,645	81,003	80,753	80,115	80,611

## 4. 損益計算書の推移

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	15,041	14,886	15,390	16,745	15,500	
保 険 引 受 収 益	14,320	14,257	14,654	16,019	14,830	
正 味 収 入 保 険 料	13,411	13,688	13,868	14,300	14,511	
収 入 積 立 保 険 料	99	88	69	38	7	
積 立 保 険 料 等 運 用 益	91	82	66	28	28	
責 任 準 備 金 戻 入 額	718	397	650	1,651	282	
為 替 差 益	—	0	—	—	0	
資 産 運 用 収 益	715	623	732	721	660	
利 息 及 び 配 当 金 収 入	807	699	798	748	688	
有 価 証 券 売 却 益	0	7	—	1	0	
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△91	△82	△66	△28	△28	
そ の 他 経 常 収 益	4	5	4	3	9	
経 常 費 用	14,141	13,970	14,441	15,158	13,835	
保 険 引 受 費 用	9,450	9,429	10,046	10,821	9,696	
正 味 支 払 保 険 金	5,091	5,171	6,048	5,290	5,392	
損 害 調 査 費	756	709	651	616	669	
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	2,566	2,637	2,704	2,870	2,819	
満 期 返 戻 金	716	691	483	2,017	607	
支 払 備 金 繰 入 額	318	219	158	25	207	
為 替 差 損	0	—	0	0	—	
そ の 他 保 険 引 受 費 用	—	—	0	0	0	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,686	4,539	4,392	4,336	4,136	
そ の 他 経 常 費 用	3	1	2	0	2	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	0	—	—	—	
そ の 他 の 経 常 費 用	3	1	2	0	2	
経 常 利 益	900	916	949	1,586	1,664	
特 別 利 益	—	—	5	—	—	
固 定 資 産 処 分 益	—	—	—	—	—	
そ の 他 特 別 利 益	—	—	5	—	—	
特 別 損 失	17	12	58	12	12	
固 定 資 産 処 分 損	—	0	46	1	1	
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	17	12	12	11	10	
価 格 変 動 準 備 金	17	12	12	11	10	
税 引 前 当 期 純 利 益	883	903	895	1,574	1,652	
法 人 税 及 び 住 民 税	509	633	663	443	657	
法 人 税 等 調 整 額	△5	△109	△28	150	87	
法 人 税 等 合 計	503	523	635	593	745	
当 期 純 利 益	379	379	260	980	907	

## 5. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成23年度 (平成23年4月 1 日から 平成24年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月 1 日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月 1 日から 平成26年3月31日まで)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
税引前当期純利益(△は損失)	895	1,574	1,652	
減価償却費	826	716	603	
支払備金の増減額(△は減少)	158	25	207	
責任準備金の増減額(△は減少)	△650	△1,651	△282	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△0	△0	△0	
賞与引当金の増減額(△は減少)	△9	△9	△6	
価格変動準備金の増減額(△は減少)	12	11	10	
利息及び配当金収入	△798	△748	△688	
有価証券関係損益(△は益)	—	△1	△0	
有形固定資産関係損益(△は益)	2	1	0	
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	252	△447	△775	
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△95	39	△121	
小計	593	△490	599	
利息及び配当金の受取額	1,002	1,016	972	
法人税等の支払額	△694	△684	△310	
営業活動によるキャッシュ・フロー	901	△158	1,261	
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>				
有価証券の取得による支出	△17,495	△12,383	△11,796	
有価証券の売却・償還による収入	10,050	13,571	10,566	
貸付けによる支出	△13	△3	△0	
貸付金の回収による収入	17	11	2	
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△7,440 (△6,538)	1,196 ( 1,038)	△1,227 ( 33)	
有形固定資産の取得による支出	△14	△55	△71	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,455	1,140	△1,299	
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
配当金の支払額	△158	△108	△408	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△158	△108	△408	
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	—	—	—	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△6,711	873	△446	
現金及び現金同等物期首残高	8,795	2,083	2,957	
現金及び現金同等物期末残高	2,083	2,957	2,510	

(注) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求預金及び取得から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

## 6. 株主資本等変動計算書

【平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）】

(単位：百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,106	1,490	3,597	57,052	846	846	57,899			
当期変動額													
剰余金の配当	—	—	—	—	△408	△408	△408	—	—	△408			
当期純利益	—	—	—	—	907	907	907	—	—	907			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	81	△81	—	—	△155	△155	△155			
当期変動額合計	—	—	—	81	417	499	499	△155	△155	343			
当期末残高	52,000	1,455	1,455	2,188	1,908	4,096	57,551	690	690	58,242			

【平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）】

(単位：百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,085	640	2,725	56,180	529	529	56,710			
当期変動額													
剰余金の配当	—	—	—	—	△108	△108	△108	—	—	△108			
当期純利益	—	—	—	—	980	980	980	—	—	980			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	21	△21	—	—	317	317	317			
当期変動額合計	—	—	—	21	849	871	871	317	317	1,189			
当期末残高	52,000	1,455	1,455	2,106	1,490	3,597	57,052	846	846	57,899			

【平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）】

(単位：百万円)

資本金	株主資本						株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金								
当期首残高	52,000	1,455	1,455	2,053	569	2,623	56,078	264	264	56,342			
当期変動額													
剰余金の配当	—	—	—	—	△158	△158	△158	—	—	△158			
当期純利益	—	—	—	—	260	260	260	—	—	260			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	31	△31	—	—	264	264	264			
当期変動額合計	—	—	—	31	71	102	102	264	264	367			
当期末残高	52,000	1,455	1,455	2,085	640	2,725	56,180	529	529	56,710			

## 【株主資本等変動計算書の注記（平成25年度）】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は以下のとおりであります。

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	400,000	—	—	400,000
普通株式	400,000	—	—	400,000
合計	400,000	—	—	400,000

2. 配当に関する事項は以下のとおりであります。

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	408百万円	1,021円26銭	平成25年3月31日	平成25年7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	756百万円	利益剰余金	1,890円88銭	平成26年3月31日	平成26年6月30日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 7. 1株当たり純資産額

年 度 区 分	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
1株当たり純資産額	141,775円13銭	144,747円73銭	145,606円17銭

## 8. 1株当たり配当等

年 度 区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1株当たり配当額	271円74銭	1,021円26銭	1,890円88銭
1株当たり当期純利益金額	652円17銭	2,451円04銭	2,269円05銭
配当性向	41.7%	41.7%	83.3%

## 9. 一人当たり総資産

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
従業員一人当たり総資産	472	447	445

(注) 従業員一人当たり総資産 =  $\frac{\text{総資産}}{\text{従業員数}}$

## 10. 会計監査

当社では、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類及びその附属明細書について、「会社法第436条第2

項第1号」の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けており、適正である旨の証明を受けています。

## 2 資産・負債の明細

### 1. 現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分	年 度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
現 金		4	3	4
預 貯 金		2,079	2,953	2,506
( 郵 便 振 替 )		( 8)	( 6)	( 5)
( 当 座 預 金 )		(1,308)	(1,996)	(1,603)
( 普 通 預 金 )		( 762)	( 950)	( 897)
( 通 知 預 金 )		( -)	( -)	( -)
( 定 期 預 金 )		( -)	( -)	( -)
( 讓 渡 性 預 金 )		( -)	( -)	( -)
合 計		2,083	2,957	2,510

### 2. 商品有価証券

該当事項はありません。

### 3. 保有有価証券の内訳

(単位：百万円、%)

区分	年 度	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国 債		57,564	82.0	63,891	92.3	68,273	97.6
地 方 債		2,955	4.2	1,553	2.2	1,010	1.4
社 債		9,711	13.8	3,805	5.5	682	1.0
株 式		1	0.0	1	0.0	1	0.0
外 国 証 券		—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	—	—
合 計		70,232	100.0	69,251	100.0	69,967	100.0

## 4. 有価証券残存期間別残高

【平成 25 年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	8,413	15,319	11,927	9,130	13,930	9,551	68,273
地方債	1,010	—	—	—	—	—	1,010
社債	520	161	—	—	—	—	682
株式	—	—	—	—	—	1	1
外國証券	—	—	—	—	—	—	—
(公社債)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	9,944	15,480	11,927	9,130	13,930	9,552	69,967

【平成 24 年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	6,531	13,194	11,799	9,200	13,833	9,332	63,891
地方債	528	1,024	—	—	—	—	1,553
社債	3,121	587	96	—	—	—	3,805
株式	—	—	—	—	—	1	1
外國証券	—	—	—	—	—	—	—
(公社債)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	10,181	14,806	11,895	9,200	13,833	9,333	69,251

【平成 23 年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
国債	5,835	10,011	11,515	9,120	13,612	7,470	57,564
地方債	1,386	1,568	—	—	—	—	2,955
社債	5,867	3,647	195	—	—	—	9,711
株式	—	—	—	—	—	1	1
外國証券	—	—	—	—	—	—	—
(公社債)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	13,089	15,227	11,710	9,120	13,612	7,471	70,232

## 5. 業種別保有株式

(単位：株、百万円、%)

区分	年度	平成23年度末			平成24年度末			平成25年度末		
		株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
金融保険業	13	1	100.0	13	1	100.0	13	1	100.0	100.0
合計	13	1	100.0	13	1	100.0	13	1	100.0	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

## 6. 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区分	年 度	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農林・水産業		—	—	—	—	—	—
鉱業		—	—	—	—	—	—
建設業		—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸・小売業		—	—	—	—	—	—
金融・保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・水道・熱供給業		—	—	—	—	—	—
サビス業		—	—	—	—	—	—
その他の (うち個人住宅・消費者ローン)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
小計		—	—	—	—	—	—
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団 約款貸付		10	100.0	1	100.0	—	—
合計		10	100.0	1	100.0	—	—

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

## 7. 貸付金使途別内訳

該当事項はありません。

## 8. 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区分	年 度	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
担保貸付		—	—	—	—	—	—
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	—	—
その他の 一般貸付		—	—	—	—	—	—
約款貸付		10	100.0	1	100.0	—	—
合計		10	100.0	1	100.0	—	—

## 9. 貸付金企業規模別内訳

該当事項はありません。

## 10. 貸付金地域別内訳

該当事項はありません。

## 11. 貸付金残存期間別残高

【平成 25 年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

【平成 24 年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	0	—	—	—	—	1	1
合計	0	—	—	—	—	1	1

(注) 残存期間1年以下の貸付金0百万円は保険料振替貸付、残存期間10年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金1百万円は契約者貸付となっております。

【平成 23 年度末】

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合計
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	1	—	—	—	—	9	10
合計	1	—	—	—	—	9	10

(注) 残存期間1年以下の貸付金1百万円は保険料振替貸付、残存期間10年超(期間の定めのないものを含む)の貸付金9百万円は契約者貸付となっております。

## 12. 住宅関連融資

該当事項はありません。

## 13. リスク管理債権

破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権はありません。

## 14. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行なう場合）

該当事項はありません。

## 15. 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分	年 度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危 險 債 権		—	—	—
要 管 理 債 権		—	—	—
正 常 債 権		10	1	—
合 計		10	1	—

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または更生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権の額です。  
 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権の額です。  
 3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸付金(1.および2.に掲げる債権を除く。)、以下同じ。)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1.および2.に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。))の額です。  
 4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額です。

## 16. 有形固定資産

(単位：百万円)

区分	年 度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
土 地		2,593	2,593	2,593
（ 営 業 用 ）		(1,622)	(1,622)	(1,836)
（ 賃 貸 用 ）		( 971)	( 971)	( 756)
建 物		1,051	1,022	974
（ 営 業 用 ）		( 657)	( 639)	( 690)
（ 賃 貸 用 ）		( 393)	( 383)	( 284)
建 設 仮 勘 定		—	—	—
（ 営 業 用 ）		( ―)	( ―)	( ―)
（ 賃 貸 用 ）		( ―)	( ―)	( ―)
合 计		3,645	3,616	3,568
（ 営 業 用 ）		(2,280)	(2,261)	(2,526)
（ 賃 貸 用 ）		(1,365)	(1,354)	(1,041)
リ 一 ス 資 産		—	—	—
その他の有形固定資産		35	34	75
合 计		3,681	3,651	3,643

## 17. 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

## 18. 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

## 19. 保険契約準備金

### (1) 支払準備金

(単位：百万円)

種目	年 度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
火 災		141	159	235
海 上		20	26	18
傷 害		4,061	4,071	4,120
自 動 車		157	212	100
自動車損害賠償責任		444	413	407
そ の 他		453	419	628
合 計		5,279	5,304	5,511

### (2) 責任準備金

(単位：百万円)

種目	年 度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
火 災		4,704	2,796	2,021
海 上		46	45	47
傷 害		7,790	8,054	8,400
自 動 車		1,284	1,284	1,284
自動車損害賠償責任		1,068	855	796
そ の 他		1,505	1,712	1,915
合 計		16,400	14,748	14,465

## 20. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

### ●自動車

(単位：百万円)

事故発生年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	-		-			-			-			-		
	1年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	2年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	3年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	4年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
最終損害見積り額		-		-			-			-			-		
累計保険金		-		-			-			-			-		
支払備金		-		-			-			-			-		

### ●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	3,861		4,103			3,976			4,054			3,952		
	1年後	3,606	0.934	△255	3,800	0.926	△302	3,975	1.000	△0	4,028	0.994	△26		
	2年後	3,794	1.052	187	3,757	0.989	△42	3,908	0.983	△67					
	3年後	3,727	0.982	△67	3,777	1.005	19								
	4年後	3,687	0.989	△39											
最終損害見積り額		3,687			3,777			3,908			4,028			3,952	
累計保険金		3,547			3,538			3,423			3,116			1,795	
支払備金		139			238			485			912			2,157	

### ●賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	61		33			83			34			1,019		
	1年後	58	0.953	△2	32	0.974	△0	128	1.539	44	42	1.244	8		
	2年後	56	0.959	△2	31	0.987	△0	131	1.025	3					
	3年後	55	0.987	△0	31	0.981	△0								
	4年後	55	1.000	△0											
最終損害見積り額		55			31			131			42			1,019	
累計保険金		55			30			75			34			8	
支払備金		0			0			56			7			1,010	

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

## 21. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成25年度	5,078	2,480	2,711	△112
平成24年度	5,455	2,592	2,889	△27
平成23年度	5,313	2,554	3,133	△374
平成22年度	5,195	2,300	3,035	△141
平成21年度	5,067	2,673	3,064	△669

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

## 22. 責任準備金の残高の内訳

【平成 25 年度末】

(単位 : 百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	火災	1,246	710	34	30	0	2,021
海上	海上	23	23	—	—	—	47
傷害	傷害	3,431	4,942	—	26	—	8,400
自動車	自動車	1	1,282	—	—	—	1,284
自動車損害賠償責任		796	—	—	—	—	796
その他		851	1,064	—	—	—	1,915
合計		6,350	8,024	34	57	0	14,465

【平成 24 年度末】

(単位 : 百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	火災	1,398	710	53	627	6	2,796
海上	海上	23	22	—	—	—	45
傷害	傷害	3,451	4,576	—	25	—	8,054
自動車	自動車	1	1,282	—	—	—	1,284
自動車損害賠償責任		855	—	—	—	—	855
その他		699	1,012	—	—	—	1,712
合計		6,430	7,604	53	653	6	14,748

【平成 23 年度末】

(単位 : 百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	火災	1,364	689	34	2,590	25	4,704
海上	海上	25	20	—	—	—	46
傷害	傷害	3,552	4,213	—	25	—	7,790
自動車	自動車	1	1,282	—	—	—	1,284
自動車損害賠償責任		1,068	—	—	—	—	1,068
その他		552	952	—	—	—	1,505
合計		6,565	7,159	34	2,615	25	16,400

## 23. 責任準備金積立水準

区分		平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率		100.0%	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率 = (実際に積立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

## 24. 長期性資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
長期性資産		2,616	633	30

(注) 長期性資産の金額は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

## 25. 引当金明細表

【平成 25 年度】

(単位：百万円)

区分	平成24年度末 残高	平成25年度 増加額	平成25年度減少額		平成25年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	—	—	0
	個別貸倒引当金	0	—	—	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	110	104	110	—	104
価格変動準備金	86	10	—	—	97
合計	197	114	110	0	201

【平成 24 年度】

(単位：百万円)

区分	平成23年度末 残高	平成24年度 増加額	平成24年度減少額		平成24年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	—	—	0
	個別貸倒引当金	0	—	—	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	120	110	120	—	110
価格変動準備金	75	11	—	—	86
合計	195	121	120	0	197

【平成 23 年度】

(単位：百万円)

区分	平成22年度末 残高	平成23年度 増加額	平成23年度減少額		平成23年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	—	—	0
	個別貸倒引当金	0	—	—	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	129	120	129	—	120
価格変動準備金	63	12	—	—	75
合計	193	132	129	0	195

## 26. 貸付金償却の額

該当事項はありません。

## 27. 資本金等明細表

### 【平成 25 年度】

(単位：百万円)

区分		平成24年度末 残高	平成25年度 増加額	平成25年度 減少額	平成25年度末 残高
資本	金	52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	—	—	1,455
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,455	—	—	1,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	2,106	81	—	2,188
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	2,106	81	—	2,188

### 【平成 24 年度】

(単位：百万円)

区分		平成23年度末 残高	平成24年度 増加額	平成24年度 減少額	平成24年度末 残高
資本	金	52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	—	—	1,455
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,455	—	—	1,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	2,085	21	—	2,106
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	2,085	21	—	2,106

### 【平成 23 年度】

(単位：百万円)

区分		平成22年度末 残高	平成23年度 増加額	平成23年度 減少額	平成23年度末 残高
資本	金	52,000	—	—	52,000
うち既発行株式	普通株式	(400,000株) 52,000	(—) —	(—) —	(400,000株) 52,000
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	1,455	—	—	1,455
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	1,455	—	—	1,455
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	2,053	31	—	2,085
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	2,053	31	—	2,085

### 3 損益の明細

#### 1. 売買目的有価証券運用損益

該当事項はありません。

#### 2. 有価証券売却益

(単位：百万円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国債等	—	1	0
株式	—	—	—
外國証券	—	—	—
合計	—	1	0

#### 3. 有価証券売却損

該当事項はありません。

#### 4. 有価証券評価損

該当事項はありません。

#### 5. 固定資産の処分損益

(単位：百万円)

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
有形固定資産	—	2	—	1	—	0
( 土地 )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )
( 建物 )	( — )	( — )	( — )	( 0 )	( — )	( — )
( リース資産 )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )	( — )
( その他の有形固定資産 )	( — )	( 2 )	( — )	( 0 )	( — )	( 0 )
無形固定資産	—	44	—	—	—	1
合計	—	46	—	1	—	1

## 6. 事業費の内訳

(単位：百万円)

区分	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人 件 費		1,907	2,021	1,987
物 件 費		2,986	2,788	2,673
税 金		147	143	144
拠 出 金		△0	0	0
負 担 金		1	—	—
計		5,043	4,952	4,805
(損害調査費)		( 651)	( 616)	( 669)
(営業費及び一般管理費)		(4,392)	(4,336)	(4,136)
諸手数料及び集金費		2,704	2,870	2,819
事 業 費 合 計		7,748	7,823	7,625

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計であります。

## 7. 減価償却費明細表

### 【平成 25 年度】

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	平成25年度 償却額	償却累計額	平成25年度末 残高	償却累計率
建 物 ( 営 業 用 )	2,734 (1,936)	64 ( 45)	1,759 (1,246)	974 ( 690)	64.4 (64.4)
( 賃 貸 用 )	( 797)	( 18)	( 513)	( 284)	(64.4)
その他の有形固定資産	200	16	125	75	62.3
合 計	2,935	80	1,885	1,050	64.2

### 【平成 24 年度】

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	平成24年度 償却額	償却累計額	平成24年度末 残高	償却累計率
建 物 ( 営 業 用 )	2,718 (1,700)	64 ( 40)	1,695 (1,060)	1,022 ( 639)	62.4 (62.4)
( 賃 貸 用 )	(1,018)	( 24)	( 634)	( 383)	(62.4)
その他の有形固定資産	146	19	112	34	76.3
合 計	2,865	84	1,807	1,057	63.1

### 【平成 23 年度】

(単位：百万円、%)

区分	取得原価	平成23年度 償却額	償却累計額	平成23年度末 残高	償却累計率
建 物 ( 営 業 用 )	2,682 (1,678)	70 ( 43)	1,630 (1,020)	1,051 ( 657)	60.8 (60.8)
( 賃 貸 用 )	(1,004)	( 26)	( 610)	( 393)	(60.8)
その他の有形固定資産	144	25	108	35	75.1
合 計	2,827	95	1,739	1,087	61.5

## 4 時価情報等

### 1. 有価証券に係る時価情報

#### (1) 売買目的有価証券

該当事項はありません。

#### (2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		平成23年度 (平成24年3月31日現在)			平成24年度 (平成25年3月31日現在)			平成25年度 (平成26年3月31日現在)		
		貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額	貸借 対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	公 社 債	9,242	9,449	206	12,837	13,713	875	14,788	15,664	875
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		9,242	9,449	206	12,837	13,713	875	14,788	15,664	875
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		9,242	9,449	206	12,837	13,713	875	14,788	15,664	875

#### (3) その他有価証券

(単位：百万円)

		平成23年度 (平成24年3月31日現在)			平成24年度 (平成25年3月31日現在)			平成25年度 (平成26年3月31日現在)		
		貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	58,362	57,539	822	54,148	52,915	1,232	53,346	52,346	1,000
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		58,362	57,539	822	54,148	52,915	1,232	53,346	52,346	1,000
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	2,626	2,684	△58	2,264	2,273	△9	1,831	1,833	△2
	株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		2,626	2,684	△58	2,264	2,273	△9	1,831	1,833	△2
合 計		60,989	60,224	764	56,412	55,189	1,223	55,177	54,179	998

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

#### (4) 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)			平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)			平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	—	—	—	43	1	—	150	0	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	43	1	—	150	0	—

#### (5) 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

#### 2. 金銭の信託

該当事項はありません。

#### 3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）

該当事項はありません。

#### 4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

#### 5. 先物外国為替取引

該当事項はありません。

#### 6. 有価証券関連デリバティブ取引（7に掲げるものを除く）

該当事項はありません。

#### 7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)

該当事項はありません。

## 5 財務諸表の正確性・内部監査の有効性についての代表者確認書

当社は、財務諸表の記載事項が適正であること、財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを代表者(代表取締役社長)が確認しています。

### 確認書

平成26年6月26日

明治安田損害保険株式会社  
代表取締役社長 遠藤 宏歳 ㊞

1. 私は、当社の平成25年4月1日から平成26年3月31までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表等の適正性の確保を図っております。
  - (1) 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切な業務体制を整備しております。
  - (2) 内部監査部門が所管部署における内部管理体制について検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
  - (3) 重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。
3. なお、当社は内部統制委員会を開催し、財務諸表等が適正に表示されていることを確認いたしました。

以上

# 会社概要

## 1 会社の沿革

年月		旧安田ライフ損害保険株式会社	旧明治損害保険株式会社
平成 8年	8月	安田生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立（資本金220億円） 損害保険業免許取得	明治生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）の100%出資子会社として設立（資本金300億円） 損害保険業免許取得
	10月	営業開始 労働災害総合保険を発売	営業開始 会社役員賠償責任保険（D&O保険）を発売
	1月	傷害保険、団体長期障害所得補償保険を発売	
平成 9年	2月		傷害保険を発売
	4月		団体長期障害所得補償保険を発売
平成12年	4月		オーストラリアの大手損害保険グループQBE社と日本国内における取引信用保険の販売に関する業務協力協定を締結
	7月		取引信用保険を発売
平成13年	5月	安田生命への募集代理を開始	
	7月		明治生命への募集代理を開始
平成14年	1月	団体医療保険を発売	
平成16年	2月	明治損害保険と「合併覚書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併覚書」に調印
	11月	明治損害保険と「合併契約書」に調印	安田ライフ損害保険と「合併契約書」に調印
	12月	臨時株主総会で「合併契約書」を承認	臨時株主総会で「合併契約書」を承認
年月		明治安田損害保険株式会社	
平成17年	4月	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社が合併し、明治安田損害保険株式会社誕生	
平成18年	4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴い、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を充実	
	5月	会社法施行に伴い、「内部統制システムの基本方針」を制定	
	10月	苦情等受付状況をホームページへ開示	
平成19年	4月	「保険会社向けの総合的な監督指針」改正に伴い、「意向確認書面」を導入 保険金支払審査会ならびに保険金支払に関する不服申立制度を開設	
	6月	「お支払いに該当しない」と判断した件数・事例等をホームページへ開示	
平成20年	4月	第2次中期経営計画をスタート	
平成22年	1月	保険法改正に伴う火災保険・地震保険の改定	
	4月	保険法改正に伴う傷害保険・新種保険等の改定	
平成23年	4月	第3次中期経営計画をスタート 輸出取引信用保険を発売	
	10月	傷害保険・火災保険・新種保険の約款改定（暴力団排除条項の導入）	
平成26年	1月	「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定	
	4月	第4次中期経営計画をスタート	
	6月	保険金支払ワークフローシステム稼働	

## 2 | 主要な業務

当社は、損害保険業として、損害保険の引受およびその再保険の引受、保険料の収納、保険金の支払、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行なっています。

### 【業務の代理・事務の代行】

当社は、保険業法に基づき、明治安田生命保険相互会社へ損害保険業に係る業務の代理・事務の代行を委託しています。

#### <業務の代理・事務の代行に関する主なもの>

##### ○業務の代理

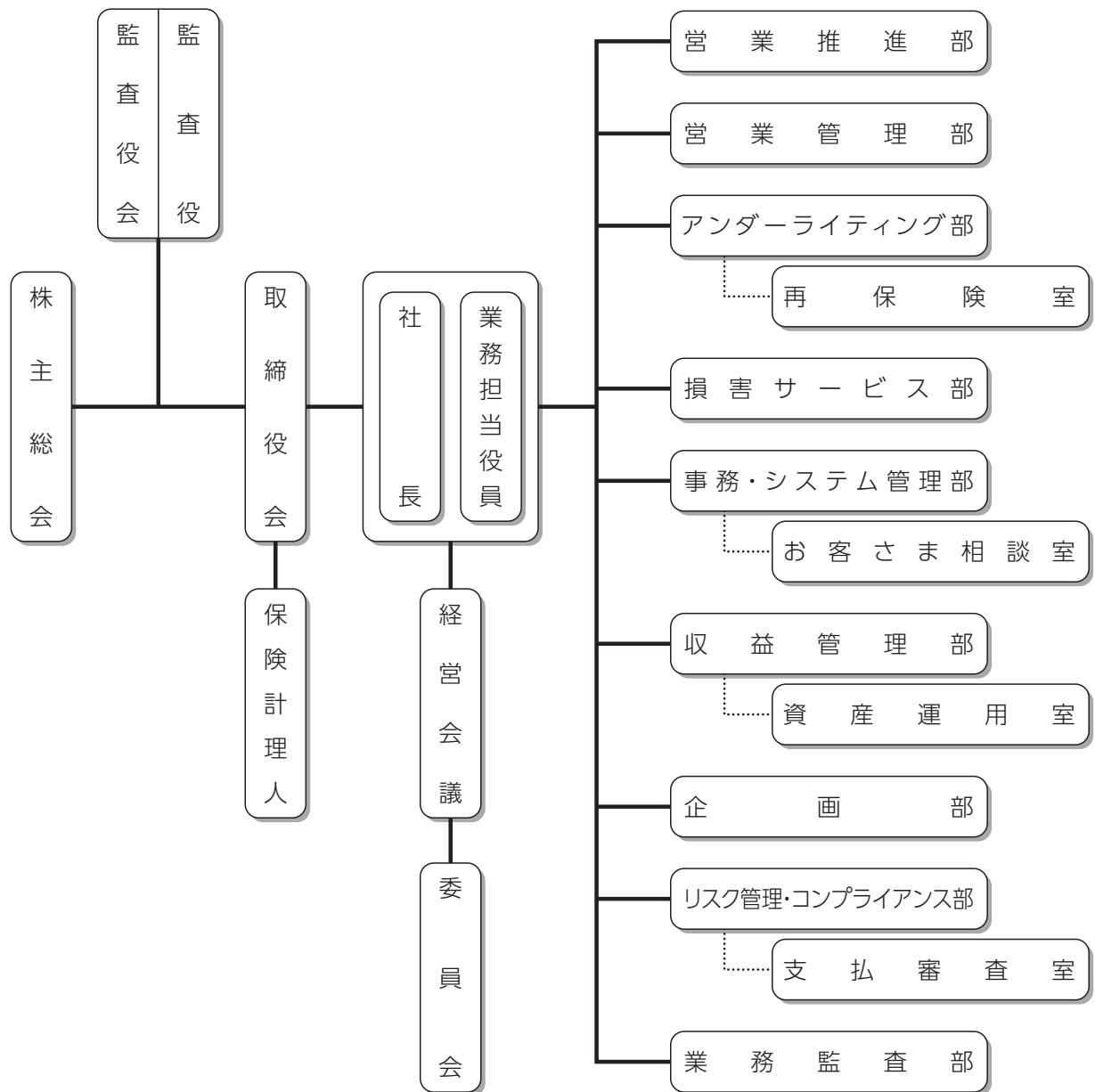
- ・保険契約の締結の代理(媒介を含む)

##### ○事務の代行

- ・保険の引受その他の業務に係る書類等の作成および授受等
- ・保険料の収納事務および保険金等の支払事務
- ・保険事故その他の保険契約に係る事項の調査
- ・保険募集を行なう者の教育および管理

### 3 経営の組織

<組織図 (平成26年6月26日現在)>



会  
社  
概  
要

<本社所在地>

〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目11番地1

電話番号 03-3257-3111 (代表)

フリーダイヤル 0120-255-400 (お客さま相談室)

※なお、以下の所在地に営業推進部総合福祉西日本営業推進グループを設置しています。

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町一丁目6番15号 明治安田生命備後町ビル8階

電話番号 06-6231-3081

## 4 株主・株式の状況

当社の発行する株式はすべて普通株式であり、平成26年3月31日現在、発行可能株式総数は160万株、発行済株式総数は40万株、資本金は520億円です。なお、当社の株式は上場されていません。

### 1. 基本事項

#### (1) 定時株主総会開催時期

毎年4月1日から4ヶ月以内に開催します。

#### (2) 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

#### (3) 基準日

定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日現在の株主名簿記載の株主とします。

#### (4) 公告掲載新聞

東京都において発行する日本経済新聞  
ただし、当社の決算公告は、上記による公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社ホームページの以下のアドレスに掲載しています。

<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

### 2. 株主総会議案等

#### (1) 臨時株主総会

臨時株主総会が平成26年3月27日(木)に開催されました。

決議事項は以下のとおりです。

#### 決議事項

##### 第1号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり平成26年4月1日付で、遠藤 宏歳氏、森田 淳一郎氏、国弘 昭彦氏、林 秀氏、高野 雅典氏の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

##### 第2号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり監査役に堀 俊之氏、篠

原 吉則氏の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

#### (2) 定時株主総会

第18回定時株主総会が平成26年6月26日(木)に開催されました。

報告事項および決議事項は以下のとおりです。

#### 報告事項

第18期[平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)]事業報告及び計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり期末配当金を1株につき1,890円88銭とすることにつき、承認可決されました。

##### 第2号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり平成26年6月26日付で、篠原 吉則氏、河 伸洋氏の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

##### 第3号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり平成26年7月3日付で、前川 宜男氏が選任され、就任いたしました。

### 3. 株式分布状況および大株主

当社の株主は、明治安田生命保険相互会社の1社のみです。

株主名称	明治安田生命保険相互会社
住所	千代田区丸の内二丁目1番1号
所有株式数	400千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合	100%

## 4. 配当政策

当社は、損害保険会社の社会的使命として、地震その他の異常災害に備え担保力増強のための内部留保の充実に努めつつ、企業価値の向上を企図し、株主に対して可能な限り安定的な配当の実現を目指すことを基本方針としています。以上の基本方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり1,890円88銭としました。

## 5. 資本金の推移

### (1) 明治安田損害保険株式会社

年月日	平成17年4月1日
資本金	520億円
摘要	安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社との合併

(注) 平成17年4月1日に安田ライフ損害保険株式会社(資本金220億円)と明治損害保険株式会社(資本金300億円)との合併により資本金が520億円となり、その後、平成26年3月31日までの間、資本金の変動はありません。

### (2) 旧安田ライフ損害保険株式会社

年月日	平成8年8月8日
資本金	220億円
摘要	—

### (3) 旧明治損害保険株式会社

年月日	平成8年8月8日
資本金	300億円
摘要	—

## 6. 最近の新株および社債の発行

当社は平成8年8月8日に設立後、平成26年3月31日まで、新株および社債を発行していません。

## 5 役員の状況

(平成26年7月3日現在)

役名	氏名(生年月日)	略歴		担当
取締役社長 (代表取締役)	遠藤 宏歳 (昭和29年5月18日)	昭和53年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 千葉支社長、赤坂支社長、純増推進部長 兼 純増推進課長、純増推進部長、西日本本部副 本部長 兼 福岡支社長を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社福岡支社長、営業 企画部長、執行役員業務部長、執行役業務部 長、常務執行役代理店営業部門長、専務執行 役代理店営業部門長を経て 平成26年 明治安田損害保険株式会社取締役社長 現在に至る		
取締役副社長 (代表取締役)	前川 宜男 (昭和29年5月14日)	昭和52年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 調査部長、八王子支社長を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社八王子支社長、企 画部審議役、コンプライアンス統括部審議役、 「お客さまの声」統括部長、検査部長、監査委 員会事務局出席調査役、取締役を経て 平成26年 明治安田損害保険株式会社取締役副社長 現在に至る		リスク管理・コンプライアンス部 業務監査部
専務取締役	山内 真司 (昭和29年11月11日)	昭和52年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 第一公務部法人開発部長 兼 公務第二課長、 北海道法人営業部長を経て 平成16年 明治安田生命保険相互会社北海道法人部長、 北海道公法人部長、公法人第四部長、総合福 祉業務部長、理事公法人第一部長を経て 平成25年 明治安田損害保険株式会社専務取締役 現在に至る		営業推進部* 損害サービス部 収益管理部
常務取締役	新田 陽一 (昭和30年6月20日)	昭和53年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社中部公法人部長、 公法人第四部長を経て 平成23年 明治安田損害保険株式会社営業管理部長 平成24年 取締役営業推進部長 平成25年 常務取締役 現在に至る		営業管理部 アンダーライティング部*
常務取締役	塩沢 和信 (昭和31年6月22日)	昭和54年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 (現)明治安田損害保険株式会社総務部長、人 事総務部長を経て 平成13年 明治安田損害保険株式会社市場開発部長 平成17年 明治安田生命保険相互会社経営管理推進準備 室長、経営管理推進室長、監査委員会事務局 上席調査役、監査委員会事務局長を経て 平成24年 明治安田損害保険株式会社取締役企画部長 平成25年 常務取締役 現在に至る		事務・システム管理部 企画部*
取締役	日高 龍太郎 (昭和32年3月18日)	昭和55年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社北海道公法人部長、 近畿公法人部長を経て 平成18年 明治安田損害保険株式会社営業管理部長 兼 営業管理グループマネジャー 平成24年 取締役営業推進部長 現在に至る		営業推進部
取締役	森田 淳一郎 (昭和30年6月25日)	昭和54年 (現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田損害保険株式会社アンダーライティ ング部引受業務担当部長 兼 引受業務グル ープマネジャー、商品業務部商品調査担当部長、 アンダーライティング部長を経て 平成20年 取締役アンダーライティング部長 平成26年 現在に至る		アンダーライティング部

役名	氏名(生年月日)	略歴		担当
取締役	国 弘 昭 彦 (昭和32年11月2日)	昭和55年 平成17年 平成25年 平成26年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社業務部審議役、法人営業企画部長、総合法人第三部長、団体年金サービス部長を経て 明治安田損害保険株式会社企画部長 取締役企画部長 現在に至る	企画部
取締役	林 秀 (昭和35年9月26日)	平成元年 平成19年 平成21年 平成26年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 企画部審議役 明治安田生命保険相互会社運用審査部長、融資部長を経て 運用企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
取締役	高野 雅典 (昭和36年4月1日)	昭和58年 平成22年 平成26年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社四国公法人部長、中国・四国公法人部四国公法人担当部長、総合法人第二部長を経て 法人営業企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
取締役	永島 英器 (昭和38年2月18日)	昭和61年 平成22年 平成25年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社静岡支社長を経て 企画部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社取締役 現在に至る	
常任監査役	堀 俊之 (昭和34年8月31日)	昭和58年 平成17年 平成20年 平成21年 平成22年 平成25年 平成26年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社運用企画部長を経て 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社取締役 兼 執行役員 MDAMアセットマネジメント株式会社取締役 兼 執行役員 兼 営業部長 明治安田アセットマネジメント株式会社執行役員、執行役員 兼 コンプライアンス・オフィサー、取締役常務執行役員を経て 明治安田損害保険株式会社取締役業務監査部長 常任監査役 現在に至る	
監査役	篠原 吉則 (昭和35年8月15日)	昭和58年 平成23年 平成26年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社秘書部長 監査委員会事務局長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	(社外監査役)
監査役	河 伸 洋 (昭和37年9月12日)	昭和60年 平成19年 平成24年	(現)明治安田生命保険相互会社入社 明治安田生命保険相互会社人事部人事サービスグループマネジャー 関連事業部長 現在に至る 明治安田損害保険株式会社監査役 現在に至る	(社外監査役)

(注1) 合併前の明治生命保険相互会社と安田生命保険相互会社は、(現)明治安田生命保険相互会社と表記しています。(平成16年1月合併)  
合併前の安田ライフ損害保険株式会社と明治損害保険株式会社は、(現)明治安田損害保険株式会社と表記しています。(平成17年4月合併)

(注2) ※の部の分掌業務にかかる個別案件の決裁権限は有しません。

## 6 従業員の状況

### 1. 従業員の状況および平均給与

(平成26年3月31日現在)

従業員数	181名
平均年齢	47.4歳
平均勤続年数	5.0年
平均年間給与	7,769,504円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社からの出向者を除き、社外からの出向者を含む。)であり、使用人兼務取締役および休職者は含んでいません。  
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

### 2. 研修制度

企業ビジョンに掲げる「働く者すべてが高度な専門性と豊かな業務知識を備え、個人の能力を最大限に発揮できる会社」の実現を目指し、「能力開発計画」、「人材開発プログラム」を策定し、従業員のキャリア形成に努めています。また、公益財団法人損害保険事業総合研究所主催の損害保険講座等への積極的な参加も勧奨しています。

特に、保険金支払部門においては、査定担当者の育成を図るため、研修計画に基づき、外部講師または、専門家(医師・弁護士等)を招いた研修を行なっています。

## 7 設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業における業務維持等を目的として実施し、当期中の投資総額は73百万円です。

## 8 保険会社およびその子会社等の概況

当社は現在、子会社等を有していません。

## か行

### 価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合は、その差額を取り崩します。

### 過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

### 急激かつ偶然な外来の事故

突然に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲・骨折・転倒、火災・爆発事故、作業中の事故等が挙げられます。

### 共同保険契約

リスク分散その他の事情から、1つの損害保険契約を複数の保険会社が共同で引き受ける契約形態をいいます。

### クーリング・オフ制度

「保険契約の取り消し請求権」のことです。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができます。ただし、契約によっては、クーリング・オフの対象外となっているものもあります。

### 契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返戻(へんれい)金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。

### 契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、契約を消滅させることをいいます。

## 契約の更改

既に保険契約に加入済みの保険の対象について、保険期間の終了に際して引き続き新しい保険契約を締結し直すことをいいます。

## 契約の失効

契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば保険で支払われない事故(戦争や暴動等)によって保険をつけていたものが滅失した場合は、契約は失効します。

## 告知義務

保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が解除されたり、事故があっても保険金が支払われないことがあります。

## ご契約のしおり

保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解したうえで契約手続きを行なえるよう、契約時に配付するために作成した小冊子のことです。ご契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続き等を記載しています。

## さ行

### 再取得価額

保険の対象である物と同等の物を再取得するために必要な金額(火災保険でいうと、現在住んでいる建物、または所有の家財と同等の物を新たに建築、あるいは購入するために必要な金額)のことです。

### 再保険

保険会社が危険の分散を図るため、自社が引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。再保険に出すことを出再、再保険を引き受けることを受再といいます。

## 再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に引き受けてもらうときに支払う保険料(出再保険料)のことをいいます。引き受けた保険会社からは受再保険料と呼ばれています。

## 時価

再取得価額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

## 事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

## 地震保険料控除制度

地震保険に加入している場合の保険料が一定額を限度として所得税法上および地方税法上の課税所得から控除される制度をいいます。

## 質権設定

火災保険等で、保険契約をした物件が災害にあったときの保険金請求権を被保険者が他人(質権者)に質入れすることをいいます。

## 支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。責任準備金とともに保険契約準備金を構成しています。

## 重要事項説明書

保険契約の内容を理解していただくことを目的とし、特に重要な事項について記載した書面です。重要事項説明書には、保険商品の内容を理解するために必要な情報『契約概要』と保険会社が保険契約者に対して注意喚起すべき情報『注意喚起情報』を記載しています。

## 主契約と特約

保険契約の基本となる部分を主契約といいます。特約は、補償内容をさらに充実させるためや保険料を分割払いにするなど、希望にあった契約内容にする目的で主契約にセットするものです。

## 正味収入保険料

保険契約者から受け取った保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加算)、諸返戻(へんれい)金を控除し、さらに積立保険の積立保険料部分を控除した保険料をいいます。

## 責任準備金

将来おこりうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金のことをいい、以下のものがあります。

- ①普通責任準備金(決算後に残された、次年度以降の保険期間の債務に備えて積み立てるもの)
- ②異常危険準備金(異常災害損失に備えて積み立てるもの)
- ③危険準備金(保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てるもの)
- ④払戻積立金、契約者配当準備金(積立保険において、満期返戻(へんれい)金、契約者配当金として返戻(へんれい)すべき保険料中の払戻部分、およびその運用益を積み立てるもの)

## 全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼、全壊)や、修理、回収に要する費用が再取得価額または時価額を超えるような場合のことです。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

## 損害保険契約者保護機構

保険業法に基づいて設立された法人です。経営破綻した損害保険会社の保険契約者等を保護し、これにより損害保険事業に対する信頼を維持することを目的としています。

詳細につきましては、損害保険契約者保護機構ホームページ(<http://www.sonpohogo.or.jp/>)をご覧ください。

## 損害保険大学課程

「損害保険募集人一般試験」に合格した損害保険募集人が、損害保険募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを目指す仕組みとして実施している代理店試験制度です。

この試験は、一般社団法人日本損害保険協会により実施され、損害保険の募集に関連の深い専門知識を修得するための「専門コース」と、専門コースの認定を取得した募集人が実践的な知識・業務スキルをさらに修得するための「コンサルティングコース」があります。試験に合格し、所定の認定要件を充たす募集人は、認定申請により、専門コースの合格者は「損害保険プランナー」として、コンサルティングコースの合格者は「損害保険トータルプランナー」として認定されます。

### **損害保険募集人一般試験**

損害保険募集人が保険商品に関する知識を確実に身につけ、顧客ニーズに応じたわかりやすい説明が行なえるよう、損害保険業界として共通の内容で行なわれる代理店試験制度です。この試験は、一般社団法人日本損害保険協会により実施され、損害保険の基礎や募集コンプライアンスの知識などを検証する「基礎単位」と、消費者向けの主要な商品の知識などを検証する「商品単位」(自動車保険、火災保険、傷害疾病保険各単位)により構成されます。会員各社(当社を含む)は業界自主ルールとして、その試験の合格を保険募集のための要件としています。

### **損害保険料率算出機構**

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行なっています。

### **損害率**

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

### **そんぽADRセンター**

#### **(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)**

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた「指定紛争解決機関」です。損害保険に関する一般的な相談やトラブルが起きた際に苦情解決手続きと紛争解決手続きを行なっています。苦情解決手続きでは、お客さまに助言をしたり、損害保険会社に通知し対応を求めます。紛争解決手続きでは、苦情解決手続きで解決しない場合、中立・公正な立場の紛争解決委員が和解案を提示し解決に導きます。

### **た行**

#### **三分野**

損害保険にも生命保険にも属さない、人のケガ(傷害)や病気(疾病)、介護などに備える保険分野のことです。

#### **大数の法則**

サイコロを1回振った場合、1～6までのどの数ができるかは偶然ですが、100回、1,000回と振ると、それぞれの目ができる割合(確率)が6分の1に近づいていくことがわかります。このように、一見偶然と思われる現象も、たくさんのデータを観察することによって、その発生率に一定の法則を見いだすことができます。これを「大数の法則」といいます。

#### **超過保険・一部保険**

保険金額(契約金額)が保険の対象である物の実際の価額(保険価額)を超えることを超過保険といいます。これに対して、保険対象物の価額よりも、設定している保険金額が少ないことを一部保険といい、この場合には、損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が減額されて支払われます。

#### **重複保険**

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再取得価額または時価(額)を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

## 通知義務

保険契約の締結後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務のことです。例えば、火災保険では住居を店舗に改造したりした場合などに通知義務が発生します。

## 積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことをいいます。

## 積立保険

火災保険等の主要な補償機能に加え、保険契約の満期時に一定の満期返戻(へんれい)金が支払われる貯蓄機能をあわせもった長期の保険のことです。

## は行

### 被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人であることもあります、別人であることもあります。

### 被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的としますから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

### 分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のこと、で、全損に至らない損害をいいます。

### 法律によって加入が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)などがあります。

### 保険価額

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

## 保険期間

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

## 保険業法

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織およびその行為に関する規定を含む昭和14年制定(平成8年改正施行)の法律のことをいいます。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために定められています。

## 保険金

保険事故によって損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭のことです。

## 保険金額

保険契約において設定する契約金額のことをいい、保険契約者と保険会社との契約によって定まります。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。

## 保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

## 保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすため、保険業法および同施行規則は、保険会社に特有の準備金を定めています。これには、支払備金および責任準備金があります。

## 保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷等が該当します。

## 保険証券

保険契約成立後、その保険契約内容を証明するため、保険会社が作成し保険契約者にお渡しする書面のことです。

## 保険の対象

保険をつける対象のことをいいます。火災保険での建物・家財等がこれにあたります。

## 保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金や損害調査費、満期返戻(へんれい)金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、なお、その他収支は自賠責保険に係る法人税相当額等です。

## 保険法

契約当事者間における契約ルールについて定めたもので、平成22年4月1日に施行された「平成20年法律第56号」のことをいいます。

## 保険約款

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額等について記載しています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定する特約とがあります。

## 保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

## 保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

## 保険料率

お支払いいただく保険料の保険金額に対する割合のことをいいます。

## ま行

### 満期返戻(へんれい)金

積立保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から支払われる金銭のことをいいます。その金額は契約時に定められています。

### 免責

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることとなります。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故等が免責事由にあたります。

### 免責金額

自己負担額のことです。一定金額以下の小さな損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額からこの金額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

### 免責条項

損害が生じても保険金が支払われない場合(免責)について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しをつけています。

### 元受(もとうけ)保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対する元の保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

# 索引

(50音順)

## あ

- 沿革 ..... 83  
お客さまサービス ..... 29

## か

- 会社の特色 ..... 1  
株主資本等変動計算書 ..... 66  
株主 ..... 86  
株主総会 ..... 86  
企業ビジョン ..... 1  
キャッシュ・フロー計算書 ..... 65  
クーリング・オフ ..... 36  
経営方針 ..... 1  
経常利益 ..... 4, 8  
減価償却費 ..... 79  
行動規範 ..... 1  
行動憲章 ..... 14  
顧客保護等管理方針 ..... 16  
個人情報の保護に関する基本方針  
(プライバシーポリシー) ..... 21  
コーポレート・ガバナンス体制 ..... 12  
コンバインド・レシオ  
(正味損害率、正味事業費率の合算率) ..... 47  
コンプライアンス推進体制 ..... 13

## さ

- 再保険 ..... 26, 34  
債務者区分に基づいて区分された債権の状況 ..... 5, 72  
資本金 ..... 8, 77, 87  
純資産額 ..... 4, 8  
事業費 ..... 79  
資産運用の概況 ..... 50  
資産運用利回り ..... 51, 52, 53  
支払備金 ..... 73, 74  
従業員の状況 ..... 90  
商品の一覧 ..... 39  
正味事業費率 ..... 4, 47  
正味支払保険金 ..... 4, 46  
正味収入保険料 ..... 4, 8, 44  
正味損害率 ..... 4, 47  
責任準備金 ..... 8, 28, 73, 75  
総資産額 ..... 4, 8  
組織図 ..... 85  
その他有価証券評価差額 ..... 4  
ソルベンシー・マージン比率 ..... 4, 8, 54  
損益計算書 ..... 61, 64  
損害保険代理店制度 ..... 42  
そんぽADRセンター ..... 31

## た

- 貸借対照表 ..... 56, 63  
代表者確認書 ..... 82  
代理店の役割 ..... 42  
中期経営計画 ..... 1  
当期純利益 ..... 4, 8

## な

- 内部統制システムの基本方針 ..... 9

## は

- 配当性向 ..... 8, 67  
反社会的勢力への対応に関する基本方針 ..... 19  
販売・サービス方針(勧誘方針) ..... 15  
引当金 ..... 76  
1株当たり配当額 ..... 67  
1株当たり純資産額 ..... 67  
1株当たり当期純利益金額 ..... 67  
一人当たり総資産 ..... 67  
一人当たり保険料 ..... 44  
不良債権 ..... 5  
保険金のお支払い ..... 37  
保険契約に関する業務における基本方針 ..... 17  
保険引受利益 ..... 4, 49

## ま

- 元受正味保険金 ..... 46  
元受正味保険料 ..... 44

## や

- 約款 ..... 34  
有価証券の含み損益(時価情報) ..... 80

## ら

- 利益相反管理方針 ..... 20  
リスク管理債権 ..... 5, 71  
リスク管理体制 ..... 25  
リスクソリューション® ..... 40, 42

## 明治安田損害保険の現状2014

—2014年7月発行—

「明治安田損害保険の現状」は、保険業法第111条に基づいて作成したディスカロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。また、本誌は保険募集を目的としたものではありません。保険商品の詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

発行 明治安田損害保険株式会社 企画部  
〒101-0048 東京都千代田区神田司町二丁目11番地1

なお、お電話によるご照会は下記までお願いいたします。

〈お電話による相談窓口〉

**お客さま相談室**

**■ 0120-255-400**  
(平日9:00~17:00)

※夜間・休日につきましては、受付専用となります。

※携帯電話・P H S からもご利用いただけます。



MEIJI YASUDA GENERAL INSURANCE CO.,LTD.

**UD** FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。



ミックス  
責任ある木質資源を  
使用した紙  
FSC® 030794